

令和2年度

# 薬事行政概要

(令和元年度実績版)

宮城県保健福祉部薬務課



# 目 次

## I 総 括

1 機構及び予算	1
(1) 組織	1
(2) 分掌事務	1
(3) 現員	1
(4) 事務分担表	2
(5) 歳入歳出状況	4
(6) 附属機関	6
(7) 推進本部等	6

## II 薬 事

1 概要	7
2 許認可等事務	7
(1) 薬局、医薬品・医療機器販売業及び製造販売業・製造業等の業態数	8
(2) 市町村別薬局・店舗販売業・卸売販売業・特例販売業店舗数	10
(3) 薬局・医薬品販売業・医薬品製造業許可状況	11
(4) 登録販売者試験実施状況	12
3 薬事監視	12
(1) 薬事監視状況	14
(2) 保健所別薬事監視状況	16
(3) 医薬品等の収去検査状況	16
(4) 製造販売業GQP・QMS体制／GVP調査状況	16
(5) 製造業構造設備調査状況	17
(6) 製造業GMP調査状況	17
(7) 医薬品等の広告事前指導状況	17
(8) 無承認無許可医薬品等買い上げ調査	17
(9) 無許可・無承認・虚偽・誇大広告等の発見状況	18
4 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況	19
5 緊急医薬品対策	20
6 安定ヨウ素剤供給事業	20
7 非常災害用医薬品確保対策	21
8 医薬品等の啓発指導状況	22
(1) 「くすりの相談室」	22
(2) 「薬と健康の週間」実施状況	22
9 患者のための薬局ビジョン推進事業	23
10 地域医療介護総合確保基金事業	23
11 医薬分業の推進	25
12 薬事関係研修会等開催状況	26
13 宮城県薬事審議会	27
14 薬剤師免許関係申請状況	27
15 後発医薬品の安心使用の推進	27

<b>III 毒物劇物</b>	
1 概要	28
2 許認可事務	28
(1) 毒物劇物販売業及び製造業の業態数	28
(2) 毒物及び劇物取締法関係登録状況	29
3 毒物劇物取扱者試験状況	29
4 毒物劇物監視	30
(1) 毒物劇物立入検査状況	30
(2) 保健所別立入検査状況	31
5 毒物劇物事故発生状況	31
6 毒物劇物関係研修会	31
<b>IV 麻薬</b>	
1 概要	32
2 許認可事務	32
(1) 麻薬・向精神薬・覚せい剤関係免許等状況	32
(2) 麻薬等取扱者数	33
3 麻薬関係監視	35
(1) 麻薬関係立入検査状況	35
(2) 保健所別麻薬立入検査状況	37
(3) 覚せい剤関係立入検査状況	38
(4) 向精神薬関係立入検査状況	39
4 麻薬消費状況	41
5 麻薬中毒者届出通報状況	46
6 麻薬観察指導対象者の現状	46
7 廃棄・事故発生状況	46
8 大麻・けし除去実績	46
<b>V 薬物乱用対策</b>	
1 概要	47
2 宮城県薬物乱用対策庁内会議の開催	47
3 宮城県薬物乱用対策推進会議の開催	47
4 宮城県薬物乱用対策推進本部員会議の開催	47
5 各地区薬物乱用防止指導員研修会・協議会総会開催状況	47
6 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施状況	48
7 薬物乱用防止教室講師派遣状況	48
8 危険ドラッグ対策	48
9 薬物乱用防止指導員活動状況取りまとめ表	49
10 薬物関連問題相談事業相談実績	50

## VI 献 血

1 概 要 .....	51
2 献血実績 .....	51
(1) 必要献血者数の達成状況 .....	51
(2) 年度別献血率 .....	51
(3) 市町村別献血状況 .....	52
(4) 年度別献血者数の推移 .....	54
(5) 年齢別・男女別献血者数 .....	54
(6) 職業別・男女別献血者数 .....	55
(7) 不採血者状況と内訳 .....	55
(8) 献血者の検査不合格状況（東北6県実績） .....	56
3 供給状況 .....	57
(1) 保健所管内別血液製剤供給状況 .....	57
(2) 年度別輸血用血液供給状況の推移 .....	58
(3) 年度別原料血漿確保量の推移（東北6県実績） .....	58
4 献血行事開催状況 .....	59
5 広 報 .....	60
(1) 広報資料の作成配布 .....	60
(2) 広報事業実施状況 .....	60

## VII 温 泉

1 市町村別源泉数 .....	61
2 概 要 .....	63
3 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の運営及び許可事務等 .....	63
(1) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の開催 .....	63
(2) 許可事務の処理 .....	63
4 温泉関係立入検査等 .....	66
(1) 温泉関係立入検査状況 .....	66
(2) 温泉水の細菌学的調査 .....	67
(3) 硫化水素ガス測定調査 .....	67
(4) 温泉分析の推進 .....	67
5 地域別温泉利用状況 .....	68
6 温泉保護調査 .....	72
7 温泉資源管理事業 .....	72

## VIII 臓器移植

1 概要	73
2 臓器提供意思登録者数（全国）	73
3 臓器移植施設	74
4 脳死下臓器提供施設	74
5 脳死下臓器移植事例	74
(1) 全国の脳死臓器提供事例	74
(2) 県内の脳死下臓器提供事例	74
(3) 県内の脳死下提供臓器移植件数	75

## IX 角膜・造血幹細胞移植

1 角膜移植概要	76
2 角膜移植実績	76
3 造血幹細胞移植概要	76
4 骨髄移植実績	77
(1) 骨髄バンクの現状	77
(2) 宮城県の現状	77
5 さい帯血移植実績	79
(1) さい帯血移植の現状	79
(2) 宮城県内のさい帯血採取施設	79
(3) 宮城県内さい帯血移植登録施設	79

## X 参考資料

1 附属機関設置条例等	80
(1) 宮城県薬事審議会	80
(2) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会	82
(3) 宮城県麻薬中毒審査会	86
(4) 宮城県献血推進協議会	87
(5) 宮城県指定薬物審査会	89
(6) 宮城県薬物乱用対策推進本部	95
2 薬事関係団体	97
3 薬事関連協定等	98

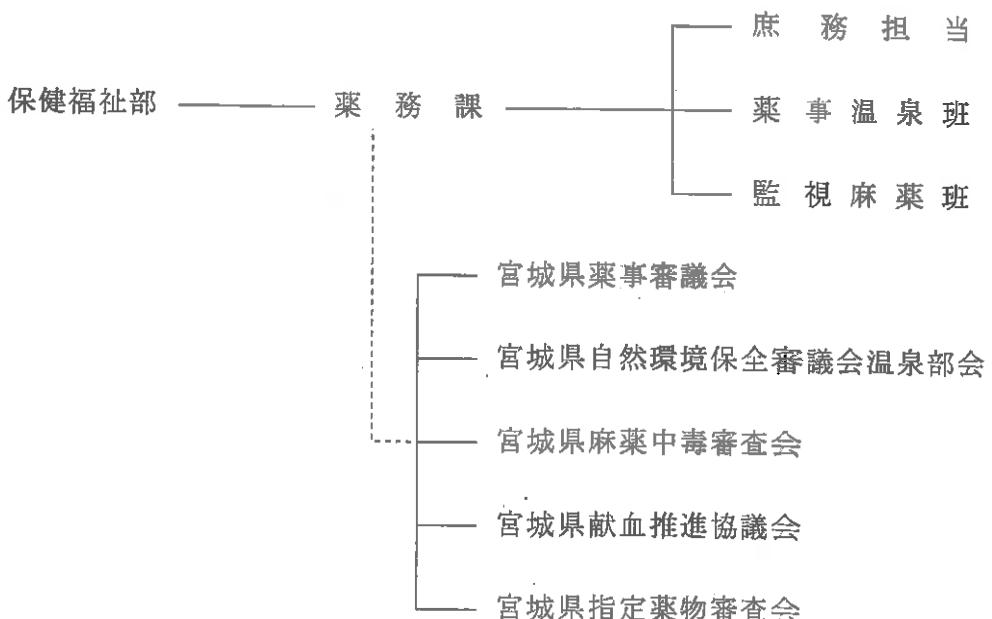
# I 總括



## 1 機構及び予算

### (1) 組織

令和2年4月1日現在



### (2) 分掌事務

- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関すること。
- ロ 薬剤師に関すること。
- ハ 毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- ニ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤等の指導取締りに関するこ<sup>ト</sup>
- ホ 薬物の濫用の防止に関するこ<sup>ト</sup>。
- ヘ 緊急医薬品及び非常災害用医薬品等に関するこ<sup>ト</sup>。
- ト 薬用植物の知識等の普及啓発に関するこ<sup>ト</sup>。
- チ 採血及び供血あっせん業の指導取締りに関するこ<sup>ト</sup>。
- リ 献血事業の推進に関するこ<sup>ト</sup>。
- ヌ 臓器及び骨髄等の移植に関するこ<sup>ト</sup>。
- ル 薬事経済調査に関するこ<sup>ト</sup>。
- ヲ 温泉に関するこ<sup>ト</sup>。
- ワ 薬事関係団体の育成指導に関するこ<sup>ト</sup>。

### (3) 現員

令和2年4月1日現在

事務職員	技術職員	計
3名 (うち兼務1名)	14名	17名 (うち兼務1名)

## (4) 薬務課事務分担表

令和2年4月1日現在

班 名	定数 職員 臨時	班の事務分掌	担当者職氏名 (補助者職氏名)	分担事務
	3		課長 横田 浩志 副参事兼課長補佐(総括担当) 加藤 幸広 課長補佐(総括担当) 内海 昌子	
庶 務 担 当	1 (1)	1 庶務にすること。	主幹(庶務担当) 浅野 千枝美 (主事 今野希子)	1 分掌事務の総括にすること。 2 職員の身分、服務、研修にすること。 3 公印の管理にすること。 4 文書の審査にすること。 5 公用自動車の安全運転管理にすること。 6 予算及び決算事務にすること。 7 国庫支出金にすること。 8 歳入予算の調定、収入にすること。 9 公社等外郭団体にすること。 10 他の班に属さない事務にすること。
			(兼) 主事 今野 希子 (主幹(庶務担当) 浅野千枝美)	1 支出関係事務にすること。 2 給与及び旅費にすること。 3 物品の要求及び出納管理にすること。 4 職員の福利厚生にすること。 5 文書の收受、配付にすること。 6 公有財産及び備品にすること。
薬 事 温 泉 班	6	1 医薬品医療機器等法に基づく医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器の承認、許可、登録、立入検査等にすること。 2 医薬品等の安全対策にすること。 3 医薬品の安定供給にすること。 4 薬事振興にすること。 5 薬事経済調査にすること。 6 毒物及び劇物取締法に基づく登録及び立入検査にすること。 7 毒物劇物取扱者試験にすること。 8 毒物劇物営業者等研修会にすること。 9 温泉法にすること。 10 血液事業の推進及び血液製剤の適正使用にすること。 11 安全な血液製剤の安定供給に関する法律に基づく立入検査にすること。 12 薬事、毒物劇物、献血及び温泉関係団体の指導、育成にすること。	主任主査(班長) 佐野 幸子  技術主査 波岡 右樹 (技師 山内 新)  技術主査 龍崎 優一郎 (技師 加藤信洋)  技師 加藤 信洋 (技術主査 龍崎優一郎)	1 班の総括にすること。 2 薬事審議会にすること。 3 自然環境保全審議会温泉部会にすること。 4 関係団体の指導、育成にすること。 5 地域防災計画にすること。  1 毒物及び劇物取締法に基づく登録及び立入検査等にすること。 2 毒物劇物営業者等研修会にすること。 3 安定ヨウ素剤にすること。 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄にすること。  1 医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等の承認、許可等にすること。 2 医薬品等の品質管理及び安全対策にすること。 3 GMP調査品質管理監督システムにすること。 4 薬事振興にすること。 5 医薬品等審査・申請システムにすること。 6 毒物劇物取扱者試験にすること。  1 医薬品医療機器等法に基づく医療機器修理業の許可等にすること。 2 薬事経済調査にすること。 3 薬事監視員等の任命等にすること。 4 献血推進にすること。 5 血液製剤の適正使用にすること。 6 安全な血液製剤の安定供給等にすること。 7 フィブリノゲン製剤に係る相談等にすること。

班 名	定数 職員 名	班の事務分掌 臨時	担当者職氏名 (補助者職氏名)	分担事務	
		<p>13 災害時医薬品等の備蓄及び供給に関すること。</p> <p>14 地域防災計画に関すること。</p> <p>15 薬剤師確保対策に関すること。</p>	技師 山内 新 (技術主査 波岡右樹)	1 温泉法に基づく許認可に関すること。 2 温泉の調査指導に関すること。 3 温泉保護対策に関すること。 4 温泉に係る研修に関すること。 5 災害時医薬品等の備蓄及び供給に関すること。 6 緊急医薬品等に関すること。 7 非常災害時の緊急車両登録に関すること。 8 薬剤師確保対策に関すること。	
監視麻薬班	6	<p>1 医薬品医療機器等法に基づく薬局・医薬品販売業等の許可、届出等に関すること。</p> <p>2 医薬品医療機器等法に基づく指導、取締りに関すること。</p> <p>3 後発医薬品の使用促進に関すること。</p> <p>4 登録販売者試験に関すること。</p> <p>5 薬用植物の普及啓発に関すること。</p> <p>6 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく免許、指定等に関すること。</p> <p>7 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤等取締法に基づく立入検査等に関すること。</p> <p>8 臓器及び骨髄等の移植に関すること。</p> <p>9 麻薬取締員に係る犯罪捜査等に関すること。</p> <p>10 薬物乱用防止対策事業に関すること。</p> <p>11 医薬品等の広告の適正化に係る指導に関すること。</p> <p>12 薬局機能強化・連携体制構築に関すること。</p> <p>13 地域包括ケアシステム体制構築（薬務課関係分）に関すること。</p> <p>14 地域医療介護総合確保事業（基金）に関すること。</p> <p>15 薬剤師法に関すること。</p> <p>16 薬事、麻薬及び臓器移植関係団体の指導、育成に関すること。</p>	技術主幹(班長)  高橋 令子  技術主査 木村 由理 (技師 高橋美玲) (技師 池田 翔)  技術主査 高橋 美玲 (技術主査 木村由理) (技師 池田 翔)  技師 池田 翔 (技術主査 木村由理) (技師 高橋美玲)	1 班の総括に関すること。 2 関係団体の指導、育成に関すること。 3 麻薬中毒審査会に関すること。  1 医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業の許可、届出指導、取締等に関すること。 2 認定薬局に関すること。 3 薬局機能強化・連携体制構築事業に関すること。 4 地域包括ケアシステム体制構築（薬務課関係分）及び地域医療介護総合確保事業（基金）に関すること。 5 消費者に対する相談、啓発に関すること。 6 薬用植物の普及啓発に関すること。 7 臓器の移植、普及啓発に関すること。 8 薬剤師法に関すること。  1 医薬品医療機器等法に基づく再生医療等製品販売業、医療機器営業の許可、届出、指導、取締等に関すること。 2 医薬品等の広告の適正化に係る指導に関すること。 3 後発医薬品の使用促進に関すること。 4 薬局機能情報公表に関すること。 5 登録販売者試験に関すること。 6 骨髄ドナー登録推進に関すること。 7 骨髄等の移植、普及啓発に関すること。  1 麻薬及び向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤取締法に基づく免許、指定等に関すること。 2 麻薬取締員に係る犯罪捜査等に関すること。 3 麻薬及び向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤取締法に基づく立入り検査等に関すること。 4 知事指定薬物に関すること。 5 薬物乱用防止対策の推進に関すること。 6 薬事業務総合支援システム等に関すること。	

(5) 歳入歳出状況

歳 入

(単位:円)

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 決 算 額	令和2年度 当初予算額
08 使用料及び手数料	50,217,790	60,825,000	60,124,000
03 収入証紙収入	50,217,790	60,825,000	60,124,000
01 収入証紙収入	50,217,790	60,825,000	60,124,000
薬事取扱	37,640,490	38,556,400	40,690,000
毒物劇物取扱	5,140,000	5,196,100	4,347,000
温泉保護対策	2,574,000	2,769,000	2,438,000
麻薬取扱	4,695,000	14,173,300	12,575,000
覚せい剤取扱	168,300	130,200	74,000
09 国庫支出金	26,319,668	24,770,878	20,859,000
02 国庫補助金	18,228,064	21,495,215	14,861,000
01 総務費国庫補助金	18,228,064	21,495,215	14,861,000
緊急時安全対策費交付金	18,228,064	21,495,215	14,861,000
03 委託金	8,091,604	3,275,663	5,998,000
03 衛生費委託金	8,091,604	3,275,663	5,998,000
薬事経済調査費	471,427	509,490	861,000
医薬品等検定費	660,177	1,566,173	1,567,000
患者のための薬局 ビジョン推進事業費	6,960,000	1,200,000	3,570,000
10 財産収入	0	0	697,000
02 財産売払収入	0	0	697,000
02 物品売払収入	0	0	697,000
緊急医薬品売払	0	0	697,000
14 諸 収 入	18,740	0	5,000
06 雑 入	18,740	0	5,000
05 雑 入	18,740	0	5,000
労働保険料納付金	0	0	5,000
返還金	18,740	0	0
合 計	76,556,198	85,595,878	81,685,000

## 歳出

(単位:円)

科 目	平成30年度 決 算 額	令和元年度 決 算 額	令和2年度 当初予算額
03 民生費	0	1,517,409	0
04 災害救助費	0	1,517,409	0
01 扶助費	0	1,196,209	0
扶 助 費	0	1,196,209	0
02 救助費	0	321,200	0
救 助 費	0	321,200	0
04 衛生費	307,128,842	207,289,727	427,510,000
01 公衆衛生費	127,267,688	11,345,302	229,666,000
04 感染症対策費	120,406,708	2,928,823	218,939,000
感染症発生対策費	120,406,708	2,928,823	218,939,000
07 難病対策費	6,860,980	8,416,479	10,727,000
臓器移植等推進費	6,860,980	8,416,479	10,727,000
05 医薬費	179,861,154	195,944,425	197,844,000
01 医薬総務費	130,448,132	126,368,849	122,423,000
人 件 費	129,380,092	124,174,755	121,314,000
事 務 費	1,068,040	2,194,094	1,109,000
05 薬務費	49,413,022	69,575,576	75,421,000
薬事関係指導試験費	16,750,398	37,372,127	42,182,000
温 泉 保 護 対 策 費	4,744,795	4,673,064	5,131,000
受 託 檢 定 調 査 費	3,255,343	2,027,421	2,380,000
医薬品等指導取締費	5,067,842	9,765,747	4,472,000
麻 薬 対 策 費	3,323,056	2,473,544	4,072,000
献血事業推進費	4,224,972	3,561,209	4,766,000
薬事消費者対策費	4,194,278	2,818,976	2,147,000
地域医療介護総合確保基 金 事 業	7,852,338	6,883,488	10,271,000
合 计	307,128,842	208,807,136	427,510,000

(6) 附 屬 機 関

令和2年3月31日現在

名 称	所 掌 事 務	委員数(人)
宮城県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定に基づく薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	12
宮城県自然環境保全審議会 温 泉 部 会	自然環境保全法第51条及び温泉法第32条の規定により、知事の処分に関する意見の答申並びに温泉に関する事項についての調査審議に関すること。	委員5 専門委員4
宮城県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続及び延長の適否の審査に関すること。	案件がないため 委員なし (定数5人)
宮城県献血推進協議会	献血思想の推進と献血制度の適正な運用に関すること。	18
宮城県指定薬物審査会	知事指定薬物に指定することについての調査審議に関すること。	3

(7) 推進本部等

名 称	所 掌 事 務	員 数(人)		
		委 員	幹 事	計
宮城県薬物乱用 対策推進本部	覚醒剤、シンナー等の乱用を防止するため、 国及び県、仙台市の関係行政機関相互間の緊密 な連携及び総合的かつ効果的な対策の推進に関すること。	33	4	37

# II 藥事



## 1 概 要

有効かつ安全で品質の確保された医薬品等の提供と適切な流通及び医薬品等による危害防止を図るために、薬局、医薬品等の製造販売業者等及び販売業者に対し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく許認可を行うとともに、立入検査及び収去検査等を実施した。また、県内における医薬品等の生産状況の統計調査等について、国から受託し各種調査を行った。

非常災害時に備えた医薬品及び一般に流通していない緊急医薬品の確保のため、宮城県医薬品卸組合との協定に基づき備蓄を行った。

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、女川原子力発電所から概ね5km圏内（P A Z）及びP A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準P A Z）の住民に対し、説明会を開催して安定ヨウ素剤の事前配布を行った。

県民に対し医薬品等に対する相談に応ずるため「くすりの相談室」を開設するとともに、各地域で「薬と健康の週間」を実施する等、様々な手段を通じ医薬品等の情報を提供することにより、医薬品等に対する正しい知識の普及啓発に努めた。

また、医薬品等製造販売業者等を対象に関係法規の改正等に関する講習会を開催し、医薬品医療機器等法の周知徹底を図った。

薬剤師免許申請等に関する事務を行った。

## 2 許認可等事務

薬局開設数は前年度と比較すると約0.5%の増加、医薬品販売業店舗数については約0.4%の増加となった。

なお、仙台市内の許認可事務は、平成9年4月から店舗販売業及び特例販売業、平成25年4月から薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業、平成27年4月から医療機器販売業・貸与業について、仙台市が所管している。

単位：件（）内：仙台市所管分

薬局	計	医薬品販売業				合計
		店舗	卸売	特例	配置	
令和元年度末	1,165 (604)	1,001 (214)	507 (214)	332 (0)	7 (0)	155 (818)
平成30年度末	1,159 (592)	997 (210)	493 (210)	338 (0)	8 (0)	158 (802)
対前年増減率 [R1-H30/H30]	0.52% (2.03%)	0.40%	2.84% (1.90%)	▲1.76%	▲12.5% (-)	0.46% (2.00%)

(1) 薬局、医薬品・医療機器販売業及び製造販売業・製造業等の業態数

種別 保健所 支所別	薬局	販 売 業											
		医 藥 品					(薬局含む)	医療機器				再 生 医 療 等 製 品	
		店舗	卸 売	薬種商	特 例	配 置		計	高度管理等	管 理	販売業	貸与業	
平成 22 年度	1,105	※1 409	286	※1 1	106	201	2,108	1,137	583	6,577	1,677	-	-
平成 23 年度	1,087	※1 408	319	※1 1	55	191	2,061	1,113	574	7,164	2,452	-	-
平成 24 年度	1,108	※1 425	342	※1 1	26	187	2,089	1,166	585	7,020	2,678	-	-
平成 25 年度	1,113	439	345	1	25	183	2,106	1,234	589	7,207	2,798	-	-
平成 26 年度	1,124	443	342	1	25	183	2,118	1,268	621	7,466	2,858	2	
平成 27 年度	1,126	450	342	1	24	168	2,111	1,311	647	6,344	1,060	3	
平成 28 年度	1,142	469	338		20	157	2,126	1,339	679	6,542	1,093	8	
平成 29 年度	1,148	479	330		9	157	2,123	1,363	673	6,602	1,181	14	
平成 30 年度	1,159	493	338		8	158	2,156	1,408	679	6,734	1,185	16	
令和 元 年度	1,165	507	332		7	155	2,166	1,418	685	5,860	1,147	17	
薬務課			249			155	404						10
仙 台 市	604	214					818	937	542	2,352	415		
仙 南 保 健 所	84	38	13		1		136	72	8	540	145		
塩釜保健所岩沼支所	72	37	12		1		122	68	17	419	17	1	
塩釜保健所	83	33	13		1		130	62	21	403	103		
塩釜保健所黒川支所	25	22	14				61	32	13	222	114	2	
大崎保健所	103	59	12		2		176	74	23	685	20	2	
栗原保健所	37	19					56	21	5	273	14		
登米保健所	31	20	2				53	27	9	282	227		
石巻保健所	94	45	12		2		153	93	32	469	67	2	
気仙沼保健所	32	20	5				57	32	15	215	25		

※1 平成21年6月、法改正に伴い一般販売業、薬種商販売業（旧薬種商を除く）が3年間の経過措置として店舗販売業にみなされたため、みなしの店舗販売業を含み計上。

※2 医薬品製造業21件の中には厚生労働大臣許可施設2件を含む。

※3 平成9年4月に一般販売業及び特例販売業が、平成25年4月に薬局、薬局製造販売医薬品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造業が、平成27年4月に医療機器販売業・貸与業が仙台市へ移譲。

令和2年3月31日現在

製造販売業							製造業					修理業	
医薬品		医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	再生医療等製品	医薬品		医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	医療機器
専業	薬局						専業	薬局					
3	76	3	13	9			21	76	5	25	17		206
3	74	5	15	12			22	74	8	28	19		202
3	83	5	15	10			23	83	8	28	22		200
3	83	5	14	7			22	83	8	24	23		199
3	82	5	14	10	1		22	82	8	24	31	1	214
4	74	5	14	9	1		23	74	8	24	31	1	208
※2 5	74	5	13	10	1		※2 23	74	8	24	35	1	195
※2 5	67	5	14	11	1		※2 21	67	9	23	33	1	193
※2 5	52	4	13	13	1		※2 21	52	8	19	34	1	196
※2 5	52	4	13	15	1		※2 21	51	7	17	38	1	196
2		3	8	11	1		7		3	5	14	1	184
※3	19							19					
	1		2					1		2	3		1
1	1		1					1	1	3	5	1	
1	3	1	1		2			4	3		1	1	3
								5				10	6
1	8		1		1			2	8	1	4	5	
	3								3			2	
	15				1			1	15			1	
	1							1				1	2

(2) 市町村別薬局・店舗販売業・卸売販売業・特例販売業店舗数

令和2年3月31日 現在

保健所 ・支所別	市町村 名	薬局	店舗 販売業	卸売	特例
薬務課	仙台市			249	
仙台市	仙台市	604	214		
	小計	604	214	249	
仙南	白石市	22	7	9	
	角田市	14	4	1	
	蔵王町	5	2		
	七ヶ宿町	1			
	大河原町	16	9		
	村田町	3	3	3	
	柴田町	17	10		
	川崎町	3	1		
	丸森町	3	2		1
	小計	84	38	13	1
岩沼	名取市	33	19	6	1
	岩沼市	22	9	6	
	亘理町	10	7		
	山元町	7	2		
	小計	72	37	12	1
塩釜	塩籠市	34	11	3	
	多賀城市	29	13	7	
	松島町	4	2		1
	七ヶ浜町	2	1		
	利府町	14	6	3	
	小計	83	33	13	1

保健所 ・支所別	市町村 名	薬局	店舗 販売業	卸売	特例
黒川	富谷市	14	11		
	大和町	10	8	7	
	大郷町	1	3		
	大衡村			7	
	小計	25	22	14	
大崎	大崎市	78	42	11	2
	色麻町	2			
	加美町	12	6		
	涌谷町	4	5		
	美里町	7	6	1	
	小計	103	59	12	2
栗原	栗原市	37	19		
登米	登米市	31	20	2	
石巻	石巻市	74	38	10	2
	東松島市	19	6	1	
	女川町	1	1	1	
	小計	94	45	12	2
気仙沼	気仙沼市	26	17	5	
	南三陸町	6	3		
	小計	32	20	5	
	合計	1,165	507	332	7

(3) 薬局、医薬品販売業、医薬品製造業許可状況

業種		申請件数	許可件数	不許可件数	令和2年3月31日現在	
	名	本府保健所	本府保健所	本府保健所	本府保健所	備考
薬局開設許可	新規	28	28	28	28	前年度申請1件(黒川), 翌年度線越し1件(石巻)
	更新	49	49	49	49	
店舗販売業許可	新規	21	21	20	20	翌年度線越し1件(石巻)
	更新	10	10	10	10	
卸売販売業許可	新規	19	9	28	16	返還請求1件(薬務課), 翌年度線越し2件(薬務課)
	更新	22	9	31	13	翌年度線越し9件(薬務課)
配置販売業許可	新規	4	4	4	4	
	更新	8	8	8	8	
特例販売業許可	更新					
薬局製造販売医薬品製造販売業許可	新規					
	更新	3	3	3	3	
薬局製造販売医薬品製造業許可	新規					
	更新	3	3	3	3	
薬局医薬品製造承認	新規					
	更新					
医薬品(第2種)製造販売業許可	新規					
	更新	2	2	2	2	
医薬部外品製造販売業許可	新規	2	2	2	2	
	更新					
化粧品製造販売業許可	新規					
	更新	4	4	4	4	
医療機器(第1種)製造販売業許可	新規					
	更新	1	1	1	1	
医療機器(第2種)製造販売業許可	新規	2	2	2	1	
	更新					
医療機器(第3種)製造販売業許可	新規	2	2	2	1	
	更新					
医療機器(第3種)製造販売業許可	新規	1	1	1	1	
	更新					
医薬品(無菌)製造業許可	新規					
	更新					
医薬品(一般)製造業許可	新規	4	4	5	5	前年度申請1件(薬務課)
	更新					
医薬品(包装等)製造業許可	新規					
	更新					
医薬品(一般)製造業区分追加・変更許可	新規					
	更新					
医薬品(体外診断用医薬品一般)製造業許可	新規					
	更新					
医薬部外品(一般)製造業許可	新規					
	更新	1	1	1	1	
医薬部外品(一般)製造業許可	新規					
	更新					
医薬部外品(包装等)製造業許可	新規					
	更新					
化粧品(一般)製造業許可	新規					
	更新					
化粧品(一般)製造業許可	新規	4	4	5	5	前年度申請1件(薬務課)
	更新					
化粧品(包装等)製造業許可	新規					
	更新					
医療機器製造業登録	新規	4	4	5	5	前年度申請1件(薬務課)
	更新	10	10	10	10	
医療機器製造業登録	新規					
	更新					
医薬品(一般)承認申請適合性調査	新規					
	更新					
医薬品(無菌)承認申請適合性調査	新規					
	更新					
医薬品(包装等)承認申請適合性調査	新規					
	更新					
医薬品(一般)定期適合性調査(基本)	新規					
	更新					
医薬品(一般)定期適合性調査(品目)	新規	8	8	8	8	
	更新					
医薬品(無菌)定期適合性調査(基本)	新規					
	更新					
医薬品(無菌)定期適合性調査(品目)	新規					
	更新					
医薬品(包装等)定期適合性調査(基本)	新規					
	更新					
医薬品(包装等)定期適合性調査(品目)	新規					
	更新					
医薬品(一般)輸出届出適合性調査	新規					
	更新					
医薬品(一般)輸出定期適合性調査(基本)	新規	1	1	1	1	
	更新	6	6	6	6	
医薬品(一般)輸出定期適合性調査(品目)	新規					
	更新					
医薬品(無菌)輸出定期適合性調査(基本)	新規					
	更新					
医薬品(無菌)輸出定期適合性調査(品目)	新規					
	更新					
医療機器修理業許可	新規	9	9	11	11	前年度申請2件(薬務課)
	更新	53	53	53	53	前年度申請2件(薬務課)
医療機器修理業許可区分変更・追加許可	新規	6	6	6	6	
	更新	101	101	101	101	
配置従事者身分証明書交付	新規	2	2	2	2	
	更新	1	1	1	1	
販売従事者登録票交付	新規	310	310	310	310	
	更新	53	53	53	53	
販売従事者登録票再交付	新規	14	14	14	14	
	更新	7	7	7	7	
登録販売者試験合格証明書再交付	新規					
	更新					
薬局等許可証再交付	新規					
	更新					
薬局等許可証書換え交付	新規	10	3	13	13	
	更新	1	1	1	1	
医薬品等製造販売業許可証書換え交付	新規	10	10	10	10	
	更新					
再生医療等製品販売業許可	新規	2	2	2	2	
	更新					
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可	新規	24	24	24	24	前年度申請1件(黒川), 翌年度線越し1件(石巻)
	更新	30	30	29	29	翌年度線越し1件(塩釜)
計		684	189	873	677	
					864	

#### (4) 登録販売者試験実施状況

一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として位置付けられた登録販売者の資質確認試験を実施した。直近3カ年の実施状況は下表のとおりである。

なお、平成27年度に受験資格から実務経験が削除されたため受験者が増加した。

##### ① 試験実施状況一覧

実施年度	実施月日	場 所	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
平成29年度	8月30日	仙台卸商センター産業見本市会館サンフェスタ	964	922	573	62.1
平成30年度	8月29日	東北福祉大学仙台駅 東口キャンパス	1,165	1,106	626	56.6
令和元年度	8月28日	仙台卸商センター産業 見本市会館サンフェスタ 及び卸町会館	1,369	1,292	800	61.9

また、試験合格者については、登録販売者として販売店等で一般用医薬品の販売に従事するに当たり、勤務先を所管する都道府県にて、販売従事登録を行う必要がある。直近3カ年の販売従事登録の状況は下表のとおりである。

##### ② 従事登録数一覧

登録年度	従事登録数
平成29年度	368
平成30年度	307
令和元年度	310

### 3 薬事監視

医薬品等による危害を未然に防止するため、薬局、医薬品等製造販売業・製造業者及び医薬品販売業者に対し立入検査を実施した。

薬局・医薬品販売業者に対しては、薬剤師の適正配置、患者への適切な情報提供、毒劇薬等の適正な保管管理等を重点的に指導するとともに、不良・不正医薬品の流通防止と健康食品の広告並びに表示に対する指導を実施し、県内に流通する医薬品等の品質及び有効性・安全性の確保を図り、保健衛生上の危害防止に努めた。

医薬品等製造販売業者に対しては、品質管理(GQP)及び製造販売後安全管理(GVP)に対する指導を実施した。医薬品等製造業者等に対しては、製造設備、製造管理及び品質管理に対する指導を重点的に実施した。特に、製造管理又は品質管理の基準(GMP)を適用する医薬品等の製造所については、医薬品等製造販売業等調査チ

一ム員の中から調査チームを編成し、計画的かつ専門的な査察により各種基準書及び手順書の整備状況、GMP運用状況並びに製造記録、試験検査記録及びバリデーションデータを確認し、医薬品等の品質、安全性及び有効性の確保を図った。

また、薬局、医薬品等製造販売業・製造業者及び医薬品販売業者の資質の向上を図るため、県内各地で研修会を実施した。

なお、P I C／S対応の一環として、「GMP調査要領の制定について（平成24年2月16日付け薬食監麻発0216第7号）」に規定された要件を満たす調査員を、研修計画に基づく研修等により養成したほか、「GMP調査品質管理監督システム基準書」に基づき、医薬品等製造業者に対する監視指導の適正化を図った。

#### 調査員数一覧

(令和2年3月31日現在)

区分	非無菌製剤	無菌製剤	包装表示保管
調査員	12		
リーダー調査員	4	3	4

#### 研修実績

(令和元年4月1日～令和2年3月31日)

種別	合同模擬査察 (県外調査同行含む)	外部研修	内部研修	通常調査への 同行
回数	4	25	3	42
延べ人数	10	31	34	109

(1) 薬事監視状況

	許可年 度・届出 現施設 在設 数 (1)	立 入 検 査 度 見 度 中 行 施 設 数 (2)	違 反 年 度 見 度 中 行 施 設 数 (3)	特 定 年 度 見 度 中 行 施 設 数 (4)	違反発見件数(年度中)								販 売 体 制 の 不 備 (15)		
					認 可 登 録 ・兼 (5)	承 認 品 (6)	不 良 品 (7)	不 正 表 示 品 (8)	虚 偽 ・誇 大 広 告 等 (9)	毒 劇 薬 の 陳 述 等 (10)	義 劇 薬 の 販 賣 禁 止 列 (11)	該 処 方 液 體 記 載 品 等 (12)	制 限 品 目 の 販 売 (13)	製 造 設 備 の 不 備 (14)	
平成 21 年度	12,471	2,348	274	/	4	8	3	1	31	6	72		2	31	2
平成 22 年度	12,713	2,772	503	/	2	3	3	2	19	6	72	3	5	150	69
平成 23 年度	13,936	2,410	297	55	4	4	2	5	20	6	44	3	3	95	25
平成 24 年度	14,283	2,644	314	44	24	7	6	6	19	2	53			40	88
平成 25 年度	13,969	1,865	244	8	4		1	4	9	3	47	1		40	47
平成 26 年度	14,388	1,823	273	111	15		1		19	3	40	8		47	88
平成 27 年度	6,418	1,684	210	154	6	4	5	2	6	3	28	4		37	66
平成 28 年度	6,642	2,142	239	167	4	1			18		21	3	1	45	40
平成 29 年度	6,729	1,853	266	80	7				6		18	3	3	57	50
平成 30 年度	6,873	1,758	247	85	2				7	3	14	1	1	51	56
令和元年度	6,916	1,201	127	51	5				5		15			24	45
医 療 品	医 療 局 (01)	561	247	78	40						10			24	36
	製 大 臣 許 司 分 (02)	2													
	造 知 事 許 司 分 (03)	19	7												
	業 薬 局 (04)	32	6												
	製 著 1種 (05)														
	造 第 2種 (06)	5	3	1											
	業 薬 局 (07)	32	6												
	店 銀 販 売 業 (08)	283	63	18	11	1				1					9
	卸 販 売 業 (09)	332	66	8							1				
	薬 業 商 販 売 業 (10)														
	普 例 販 売 業 (11)	7													
	配 販 売 業 (12)	155													
	販 徒 事 者 (13)	249			5	4									
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (14)		22	5							4				
医 療 部 外 品	製 造 業 (15)	7	1												
	製 造 販 売 業 (16)	4	2	1											
	販 売 業 (17)		82												
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (18)		22	1							1				
化 肴 品	製 造 業 (19)	17	5												
	製 造 販 売 業 (20)	13	4												
	販 売 業 (21)		59	1							1				
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (22)		18	1							1				
医 療 機 器	製 造 業 (23)	34	14												
	製 大 臣 許 司 分 (24)														
	造 知 事 許 司 分 (25)	196	64	1		1									
	製 著 第 1種 (26)	1													
	造 第 2種 (27)	7	3												
	第 3種 (28)	6	1												
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 (29)	481	155	8											
	管 理 医 療 機 器 (30)	3,508	197	1						1					
	一 般 医 療 機 器 (31)		35												
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 (32)	143	40												
	管 理 医 療 機 器 (33)	782	65												
	一 般 医 療 機 器 (34)		3												
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (35)		14												
体 外 診 断 用 品	製 造 業 (36)	1	1												
	製 造 販 売 業 (37)	1	1												
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (38)														
再 生 医 療 等 品	製 造 業 (39)														
	製 造 販 売 業 (40)														
	販 売 業 (41)	17	2												
	業 务 上 取 り 扱 う 施 設 (42)														
小 計	計 (43)	6,916	1,201	127	51	5			5		15		24	45	
指 定 薬 物 等 を 取 り 扱 う 施 設 (44)															
總 計 (45)	計 (45)	6,916	1,201	127	51	5			5		15		24	45	

\* 仙台市所管分は計上せず



(2) 保健所別薬事監視状況（薬局、店舗販売業、卸売販売業、特例販売業）

	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	措置件数			処分件数					告発件数
				に指よる監視	徴収善による監視	改善の指等	收報に書による報告書	始末書による誓約書	取消業務登録	許可取消業務登録	改善命令	
薬務課	249	34	6	3	2	1						3
仙南保健所	136	37	3	3								
塩釜保健所岩沼支所	122	73	23	22				1				1
塩釜保健所	130	54	29	25	4							4
塩釜保健所黒川支所	61	13	2	2								
大崎保健所	176	48	10	7	1	2						3
栗原保健所	56	21	7	7								
登米保健所	53	31	11	10			1					1
石巻保健所	153	48	10	10								
気仙沼保健所	57	17	1				1					1
計	1,193	376	102	89	7	5	1					13

※ 平成28年度中に旧法における許可業種である「薬種商販売業」がすべて廃業となった。

(3) 医薬品等の収去検査状況

県内製造品並びに県内に流通する医薬品及び医療機器等の品質及び有効性、安全性の確保並びに管理の適正を図るために、次のとおり収去により試験検査を実施した。

製剤の種類	検体数	試験項目	試験結果
医薬品（洗眼剤）	3本	無菌試験	適合
医薬品（血糖降下剤）	3本	定量試験	適合

(4) 製造販売業GQP・QMS体制/GVP調査状況

県内の製造販売業者に対し、業許可申請及び業許可更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）のほか、回収等を実施した製造販売業者に対し特別調査を実施した。

	業許可申請に基づく調査		69条調査		計
	新規	更新	通常調査	特別調査	
医薬品		2	1		3
医薬部外品		2			2
化粧品		4			4
医療機器	1	3			4
体外診断用医薬品		1			1
計	1	12	1		14

※医薬品医療機器等法69条調査とは、許可に付随する業務の遵守事項の確認のために行う立入検査で、特別調査及び通常調査に分類する。特別調査は、回収、事故等が生じた場合の確認のための調査で、通常調査は、構造設備変更届出による確認、収去検査のための調査である。

以下(5)及び(6)においても同様である。

(5) 製造業構造設備調査状況

県内の製造業者に対し、業許可申請及び更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）を実施した。

	業許可申請に基づく調査		69条調査		計
	新規	更新	通常調査	特別調査	
医薬品		4	2	1	7
医薬部外品		1			1
化粧品		5			5
医療機器	4	10			14
体外診断用医薬品		1			1
計	4	21	2	1	28

(6) 製造業GMP調査状況

県内の製造業者に対し、業許可申請及び更新申請に基づく調査（69条調査の通常調査に包含）を実施した。

	適合性調査申請に基づく調査					69条調査		
	承認時	承認定期	輸出時	輸出定期	計	通常調査	特別調査	計
医薬品	2 (2)	2 (8)	0 (0)	1 (6)	5 (16)	4	0	4
医薬部外品								
計	2 (2)	2 (8)	0 (0)	1 (6)	5 (16)	4	0	4

※( )内は品目数である。

(7) 医薬品等の広告事前指導状況

区分 業種	指導受付 件数	指導件数 内訳				
		医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	その他
薬局	1					1
店舗販売業						
その他	17			3	1	13
計	18			3	1	14

(8) 無承認無許可医薬品等買上調査

無承認無許可医薬品の流通を防止するために、強壮効果を目的として使用される製品（強壮用健康食品）の買上調査を実施した（国からの委託事業）。

年月日	購入店舗	製品数	医薬品成分の検出
令和元年10月2日	仙台市内 ディスカウントショッピング	3	なし

(9) 無許可、無承認、虚偽、誇大広告等の発見状況

	品名等	区分	発見年月日	発見機関	違反内容	適用条項	措置
1	マスタークリーボ ディライトクリーム、 マスタークリーボ ディライトゲル他2 品目	化粧品	令和1年9 月10日	塩釜保健所	医薬品的効能 効果の標榜	医薬品医療機器等法 第68条	報告書の徴収

#### 4 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況

厚生労働省が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び平成30年6月22日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等について（健感発0622第1号）」に基づき、次表のとおり抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しており、令和元年度末現在、総備蓄目標数量（317,300人分）を達成している。

(数量単位：人分)						
備蓄薬剤名	タミフル カプセル	リレンザ	タミフル ドライシロップ <sup>®</sup>	ラピアクタ	イナビル	合 計
備蓄目標数量	85,700	31,700	41,200	15,900	142,800	317,300
H30年度末備蓄数量	242,970	88,210	59,600	21,300	5,930	418,010
R1年度購入数量	0	0	0	0	0	0
R1年度払出数量	※80,400	0	0	0	0	0
R1年度末備蓄数量	162,570	88,210	59,600	21,300	5,930	337,610

(総備蓄目標数量達成率 106%)

※期限切れによる払出

## 5 緊急医薬品対策

国及び宮城県では、緊急に要し、かつ早急に確保することが困難な医薬品について、宮城県医薬品卸組合に保管及び供給を委託している。

また、国有ワクチンについては、国が都道府県に対してのみ販売する医薬品であることから、医療機関等からの供給要請に基づき、県が国から購入して医療機関等に供給を行っている。

### (1) 県が備蓄している医薬品（国有ワクチン以外を含む）

(単位：個)

品名	備蓄定数量	前年度よりの繰越数量	購入数量	年度内有効期限切れ	供給数量	年度末保管数量
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	20本以内	20	20	20		20
乾燥まむしウマ抗毒素	4本以内	4				4
パム静注	100本以内	100	100	100		100
バル筋注	320本以内	320	50	50		320
デトキソール静注液	350本以内	350	280	280		350
計		794	450	450		794

※平成27年度からパム静注の備蓄定数量を120Aから100Aに変更

### (2) 県が備蓄していない国有ワクチン

(単位：個)

品名	購入数量	供給数量
乾燥ガスえそウマ抗毒素		
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（A B E F型）		
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）		令和元年度は、購入・供給実績なし
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素		
計	0	0

## 6 安定ヨウ素剤供給事業

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づき、女川原子力発電所から概ね5km圏内（PAZ）及びPAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）の住民に対し、説明会を開催し安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。

区域	事前配布説明会	対象人数※1 (うち40歳未満)	配布人数 (うち40歳未満)	配布率 (40歳未満)
女川町	PAZ／準PAZ (未配布者対象)	1回	182人 (43人)	11人 (4人)
石巻市	PAZ／準PAZ ※2	5回	1,229人 (474人)	311人 (127人)
	計	6回	1,411人 (517人)	322人 (131人)

※1 対象人数は配布時の居住者数

※2 石巻市は準PAZ区域内で開催したが、PAZ区域内の未配布者にも開催案内を送付している。

## 7 非常災害用医薬品確保対策

宮城県医薬品卸組合との協定に基づき、非常災害用医薬品82品目を県内5地区29店舗に流通備蓄し、災害に備えた。(負担金1,681千円)

令和元年度非常災害用医薬品契約内容

分類	品名	規格	数量	単位
1	抗藻製剤	クラビット錠 ケフラー錠小服用10%	10,000 100mg/g	T g
2	抗ウイルス製剤	タミフルカプセル バルトレックス錠	6,000 50mg/T	C T
3	免疫調節剤	ネオーラルカプセル	800 50mg/C	T C
4	ステロイド剤類	プレドニン錠 カロナール錠	1,200 200mg/T	C T
5	解熱鎮痛剤	カロナール錠 ロキソニン錠	1,500 200mg/T	T T
6	結合剤	PSL顆粒 アレグラ錠	27,000 1g/P	T P
7	抗アレルギー剤	アマリール錠 ワーフアリン錠	3,000 1mg/T	T T
8	癲癇治療剤	バイアスピリン錠	1,500 100mg/T	T
9	抗凝固剤	アムロジンOD錠 ニトロベンゼン錠	1,500 0.3mg/T	T T
10	高血圧症・心筋梗塞治療剤	アルダクトンA錠 ラシックス錠	1,500 25mg/T	T T
11	糖尿病	チベピシンビペンズ酸原錠 アスペリシンシロップ	1,500 0.5g/10ml	T ml
12	利尿剤	ムコダイン錠 ムコダインシロップ	4,500 5%/1ml	T ml
13	気道粘液溶解・粘膜正常化剤	タケプロンOD錠1.5 ブスコパン錠	3,000 15mg/T	T ml
14	消化性潰瘍治療剤	ラックビー散 ブルゼニド錠	10,000 1g/P	T P
15	解痉剤	リスバールOD錠 セルシン錠	4,500 12,000	T T
16	筋不安寧	マイスリー錠 デバケンB錠	1,500 100mg/T	T T
17	眠導入剤	デグレートール アドナ注射液	2,500 1g/B	T ml
18	抗てんかん剤	ロセフィン点滴静注用バッグ 破傷風トキソイド	3,800 0.5ml/A	T ml
19	抗菌剤	ナザレドレニン・ソノコハク酸エタノール注入用(フルトロール等) ナザレドレニン・ソノコハク酸エタノール注入用(フルトロール等)	300 500mg/V 40mg, 125mg/V	A V (125mg/Vとして)
20	破傷風予防剤	ソセゴン注射液・ベンダジン注射液	2,000 (30mg/1ml/Aとして)	A
21	緊急ショック用	ノボリンE注射液	300 ml/袋	袋
22	医療用	ベンニードルプラス2G 生理食塩水	300 14本/袋	袋
23	薬剤	ラクテック注射液 ソリタドリ3分注射液	8,000 500ml/B	袋
24	輸液等	ブドウ糖 ブドウ糖	4,000 4,000	B A
25		ブドウ糖 ブドウ糖	500 500ml/袋	B 袋
26		アドナ注射液	1,000 100mg/20ml, 1g/ml/A	袋
27	止血剤	トランサミン注射液 イノバン注射液	2,000 100mg/5ml/A	A
28	急性循環不全改善剤	アドレナリン注射液 ラシックス注射液	1,000 20mg/2ml/A	A
29	昇圧剤	ブスコパン注射液 キシロカイン注射液	2,000 1%10ml/pA	pA
30	利尿剤	ゲンタミン散 清掃用エタノール(OTCを含む)	2,000 500ml/B	B
31	薬剤	ウエルパス ステリクリンW液	2,000 0.05%/500ml/B	B
32		ヒビテン液 ボルタレンサポ	200 50mg/S	B
33	外用薬	モーラスパップ フランドルテープ	8,000 40mg/枚	S 枚
34		ホクナリンテープ アドエア100ディスクス60吸入用	1,500 100μg/個	枚
35	止血剤	キシロカインゼリー クラビット点眼液	300 0.5%5ml/本	袋
36	酸熱創消炎剤	人工涙液マイティア点眼液 タリビッド外耳科用液	300 5ml/本	本
37	創瘻合剂	オイラックスクリーム ヒルドイドクリーム0.3%	600 25g, 50g, 100g, 500g/本	B
38	感染症治療剤(吸入)	アトロペトロソル20μg キシロカインゼリー クラビット点眼液	300 2,000 0.5%5ml/本	袋 本
39	上所麻酔剤	人工涙液マイティア点眼液 タリビッド外耳科用液	300 5ml/本	本
40	抗菌製剤	オイラックスクリーム ヒルドイドクリーム0.3%	300 25g, 50g, 100g, 500g/本	本
41	抗酸化剤	ヒルドイドクリーム0.3%	300 (50g/本として)	本
42	止血促進・皮膚保湿剤	ゲーベンクリーム S1トローチ	500 0.25mg/T	本 ml
43	外用感染治療剤	ガット錠 カット錠	1,200 100g以上/袋	T 袋
44	外用薬	仙薬包帯大 仙薬包帯小	1,000 5cm幅/袋	袋
45		救急パン ガーゼ	40,000 10cm幅	枚 袋
46		サージカルテープ 輸液セット	4,000 50個入	袋
47		注射器 シリンジ	200 100本入	袋
48		注射針	200 50本入	袋
49		石鹼	100本入	袋
50		塩化ベンゼンゼルコニウム10%液 次重炭酸ナトリウム水溶液	100 500ml以上/B	B
51	公衆衛生用薬	機山類大(うじ殺し・乳剤)	100 18kg/B	B
52		機山類小(うじ殺し・乳剤)	100 5kg/B	B
53		シップ剤 消毒用スプレー	1,000 1,000	B 袋
54		カット錠 カットパン	1,000 22枚以上/箱	袋
55		精製水 精製水	4,000 500ml/B	B

\* T: 緩 C: カプセル P: 包 S: 塗料 A: アンプル p A: ポリアンプル V: バイアル ■: ボトル

\* 数量には規格が異なる同一有効成分の医薬品等を含む

## 8 医薬品等の啓発指導状況

医薬品等の相談・苦情処理及び消費者教育を行うために「くすりの相談室」を開設し、医薬品等の特質と使用及び取扱いについての指導を行った。

また、「薬と健康の週間」の行事として展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識及び医薬分業推進等について普及啓発を図った。

### (1) 「くすりの相談室」

一般社団法人宮城県薬剤師会薬事情報センター（仙台市青葉区落合）内に「くすりの相談室」を設け、毎週火曜・金曜(午前10時から午後3時まで)に薬事相談員（2名）が医薬品等の相談に対して助言・指導を行った。

令和元年度においては、医薬品に関する相談が全体の約92%を占め、全体の相談件数は昨年度より13件増加した。

相談業務 469件(前年度456件)

内 訳	医薬品	431件(前年度416件)	医薬部外品	1件(前年度	1件)
	化粧品	0件(前年度	3件)	医療機器	3件(前年度
	健康食品	5件(前年度	2件)	その他	29件(前年度 34件)

### (2) 「薬と健康の週間」実施状況

#### イ 啓発・広報

- ・ 薬業関係団体に対し、ポスター・リーフレット等の掲示及び配布を依頼した。また、県広報誌による周知を行った。
- ・ 県庁行政庁舎内で10月15日～18日まで「薬と健康パネル展」を開催した。

#### ロ 関連行事

- ・ 県内各地域で関連行事を行った。仙台市内においては、一般社団法人宮城県薬剤師会と共に令和元年10月6日に「薬と健康のつどい2019」を開催し、公開講演会の実施及びお薬相談コーナー、薬草茶試飲コーナー、子どもを対象とした調剤業務体験コーナー等の設置並びに薬と健康に関する各種展示等を行い、啓発を行った。

### (3) 薬用資源推進普及事業

薬用植物の正しい知識及び利用方法の普及啓発のため、日本薬用植物友の会に業務委託し薬草セミナーを開催した。

- ・ 契約期間 平成31年4月19日から令和2年2月29日まで
- ・ 薬草セミナー 開催回数14回（参加人数 延べ380人）

### (4) 薬用植物園跡地管理関係

平成29年度末で県薬用植物園を閉園したことに伴い、廃棄物処理等の必要な管理を実施した他、土地、建物、工作物について令和元年10月30日及び同年11月5日付で土木部河川課及び農政部農業振興課に管理替えを行なった。

## 9 患者のための薬局ビジョン推進事業

厚生労働省が平成27年10月に公表した「患者のための薬局ビジョン」を推進するため、一般社団法人仙台市薬剤師会に委託し以下の事業を実施した。

事業 カカリつけ薬剤師・薬局の推進及び地域での他職種連携事業((一社)仙台市薬剤師会)

事業目的	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型薬局「ハートヘルス プラザ」を拠点とした「認知症対応薬剤師」「うつ対応薬剤師」「フレイル・サルコペニア予防対応薬剤師」の育成を通じ、地域住民の支援を行うとともに、必要な機関へつなげられるよう地域連携体制の構築を図る。</li> <li>・特定の機能を有する薬局の認定制度について、地域の実状及び課題を把握するため、県内薬局を対象としたアンケート調査を実施し、次年度以降の施策に反映させる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各ワーキンググループ※の設置及び年度事業計画等の作成 ※ 認知症対応、うつ対応、フレイル・サルコペニア予防対応</li> <li>2 各種対応薬剤師の育成と地域密着型薬局「ハートヘルス プラザ」の拡充</li> <li>3 地域住民に対するフレイルの現状調査と連携（繋ぐ）体制の強化</li> <li>4 認知症の人の食事環境の改善と見守り体制の構築</li> <li>5 うつ対応における食事環境からの気付きと連携（繋ぐ）体制の強化</li> <li>6 啓発活動</li> <li>7 薬局を対象としたアンケート調査の実施（実施主体：宮城県）</li> </ol>

## 10 地域医療介護総合確保基金事業

消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）の創設により策定された「医療介護総合確保促進法に基づく宮城県計画」に基づき、薬剤師確保対策事業を実施するとともに、一般社団法人仙台市薬剤師会が実施する居宅等における医療の提供に資する事業に対し助成を行った。

事業1 在宅医療における感染症初期予防・口腔ケア推進事業((一社)仙台市薬剤師会)

事業目的	実施状況
地域における感染症初期予防対策の普及啓発	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症初期予防（口腔ケア）対応薬剤師の育成</li> <li>2 地域及び在宅での感染症初期予防対策の周知として、地域住民、児童生徒を対象とした講話、実習会の開催</li> <li>3 仙台歯科医師会との連携による地域住民を対象とした感染症初期予防と口腔ケアに関するイベントの開催</li> <li>4 新型コロナウイルス感染予防に関する啓発活動</li> </ol>

事業2 薬剤師確保対策事業（宮城県）

事業内容	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口10万人あたりの薬剤師数は全国平均より下回っている上、仙台市に集中している現状にある。平成27年度に国が策定した「患者のための薬局ビジョン」で示した「かかりつけ薬局」を推進するためには、薬剤師の確保が不可</li> </ul>	<p>①薬学生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の薬局・施設見学及び医療関係者による講話 薬学生を対象に、石巻市及び女川町に所在する被災した薬局及び医療機関を巡る被災地バスツアーを行い、被災地の現状を体感してもらうことにより、県内就業選択の動機付けを行った。 10月2日 参加者21名</li> <li>・薬剤師過疎地域での薬局実務実習 被災地、過疎地における薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療等</li> </ul>

<p>欠となっている。</p> <p>このため、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会と連携を図り、人材確保のための各種取組みを推進した。</p>	<p>の取組現場を訪問させ、進路検討や県内就業の促進に繋げた。</p> <p>第1回 9月25日～27日 4地区(仙南、登米、石巻、気仙沼)，参加者9名</p> <p>第2回 3月 4日～ 6日 2地区(大崎、石巻)，参加者3名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の実施</li> </ul> <p>薬局薬剤師を対象にアンケート調査を実施し、地域包括ケアシステムに関する意識調査を行った。</p> <p>対象者959名、回答者720名、回答率75%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県内就業PRパンフレットの配布</li> </ul> <p>仙台・宮城の魅力や被災時における薬剤師の取り組み等を紹介した薬学生向けの宮城県への就業促進パンフレットを、北海道から東海地方の薬学部のある大学(42大学)に配布した。</p> <p>②未就業者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援セミナー</li> </ul> <p>薬局及び病院の現状について、地域医療に根ざして活躍している薬剤師の講演や地域医療を担う薬剤師の重要性、東日本大震災時の薬剤師活動等についてセミナーを実施した。</p> <p>2月1日 参加者4名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援研修</li> </ul> <p>将来的に病院への就業を希望する未就業者及び薬局等に就業している薬剤師に対し、病院内における基礎的な薬剤師業務について講演及び実習を実施した。</p> <p>第1回 2月 8日(登米)，参加者4名</p> <p>第2回 2月 29日(仙南)，参加者2名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復職支援窓口の充実</li> </ul> <p>未就業薬剤師76名に対して各種事業の案内送付と未就業薬剤師の実態及び就業意識等を把握するためアンケート調査を実施した。</p> <p>③中高生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未来の薬剤師セミナー及び薬局薬剤師実務体験</li> </ul> <p>薬剤師過疎地域における中高生を対象としたセミナー及び薬局業務の疑似体験実習を実施した。</p> <p>第1回 1月26日(石巻)，参加者20名</p> <p>第2回 2月16日(仙南)，参加者19名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬学部進学PRパンフレットの作成・配布</li> </ul> <p>各業界に就業している薬剤師の働き等を紹介した中高生向けの薬学部への進学促進パンフレットを4,000部作成し、県内各市町村等に配布した。</p> <p>④人材育成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度管理医療等実務研修</li> </ul> <p>地方に就業している薬剤師等を対象に、高度な管理が必要とされる、あるいは災害時に特に必要とされる業務に関する講演及び実習を実施した。</p> <p>2月13日及び26日(仙南)，参加者1名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携医療等実務研修</li> </ul> <p>地方に就業している薬剤師等を対象に、在宅医療等の地域医療機関との連携時に特に必要とされる業務に関する講演及び実習を実施した。</p> <p>第1回 2月 8日(登米)，参加者23名</p> <p>第2回 2月 29日(仙南)，参加者19名</p>
--	--

## 1.1 医薬分業の推進

医薬分業とは、医師・歯科医師が患者の診療を行い、地域の薬局の薬剤師が医師の処方せんに基づいて調剤や薬歴管理、服薬指導を行い、医師・薬剤師が各自の専門性を発揮し医療の質の向上を図るシステムである。県内においても医薬分業が定着しつつある。

医薬分業の推移

年度	薬局数	保険薬局数	処方せん枚数	処方せん受取率
H8	867	711	6,709,178	29.1%
H9	905	760	7,504,509	32.8%
H10	920	791	8,708,481	37.7%
H11	954	824	9,948,205	43.2%
H12	972	862	11,097,158	49.0%
H13	1,003	900	12,033,698	54.7%
H14	1,025	948	12,615,344	60.2%
H15	1,033	967	13,103,951	64.2%
H16	1,052	985	13,291,139	66.0%
H17	1,076	1,007	13,679,449	65.7%
H18	1,088	1,016	13,934,348	67.2%
H19	1,098	1,024	14,292,517	68.2%
H20	1,101	1,040	14,531,646	70.2%
H21	1,097	1,036	14,516,030	71.3%
H22	1,105	1,045	15,028,117	73.8%
H23	1,087	1,043	15,067,592	76.6%
H24	1,108	1,068	15,978,823	76.4%
H25	1,113	1,061	15,606,339	77.2%
H26	1,124	1,086	15,705,537	78.5%
H27	1,126	1,104	15,924,682	79.8%
H28	1,142	1,125	16,052,706	81.5%
H29	1,148	1,129	15,957,812	82.0%
H30	1,159	1,137	16,085,592	83.0%
R1	1,165	1,145	16,081,817	84.3%

注 薬局数：薬事行政概要より。保険薬局数：東北厚生局保険薬局指定状況より。  
処方せん枚数、処方せん受取率：日本薬剤師会調べより。

## 1.2 薬事関係研修会等開催状況

No.	月 日	研修会等の名称	対象者	参加人数	主催者名
1	4月2日	新規採用者(医師・歯科医師・初期研修医向け)合同オリエンテーションでの講演	東北大学病院職員	85名	東北大学病院
2	5月24日	大崎薬剤師会令和元年度講習会	大崎薬剤師会会員	37名	大崎薬剤師会
3	7月21日	健康サポート薬局のための多職種連携研修	研修受講薬剤師	48名	一般社団法人宮城県薬剤師会
4	6月28日	宮城県薬事工業協会定時総会	宮城県薬事工業協会会員	27名	宮城県薬事工業協会
5	7月9日	医薬品卸勤務薬剤師会薬事研修会	医薬品卸勤務薬剤師会会員	30名	宮城県医薬品卸勤務薬剤師会
6	7月23日	医療ガス安全講習会	医療用ガス業務上取扱者	63名	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部
7	11月1日	宮城県薬事工業協会 品質研究会	宮城県薬事工業協会会員	17名	宮城県薬事工業協会
8	9月27日	2019年度医療機器販売業・貸与業の営業所管理者及び医療機器修理業の医療機器修理責任技術者に対する継続的研修	医療機器販売業・貸与業営業管理者等	236名	宮城県医療機器販売業協会
9	10月27日	健康サポート薬局のための多職種連携研修	研修受講薬剤師	25名	一般社団法人宮城県薬剤師会
10	10月11日	令和元年度第52回全国統一薬事講習会・会員研修会	一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会会員	40名	一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会
11	11月30日	令和元年度医療機器販売管理者継続研修会	医療機器販売業・貸与業営業管理者等	106名	宮城県眼科医会
12	12月15日	令和元年度高度管理医療機器等の販売業などに係る継続研修会	一般社団法人宮城県薬剤師会会員	237名	一般社団法人宮城県薬剤師会
計				934名	(延べ人数)

### III 毒物劇物



## 1 概 要

毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録を行うとともに、販売業者等の営業者及び業務上取扱者に対し、監視指導を行った。

また、毒物及び劇物による事故を防止するため、毒物製造業者等に対し、毒物劇物の適正な保管管理並びに取扱いについて研修会を図るとともに、関係施設に立入検査を行い、状況に応じて施設の改善を指示した。

なお、地方分権一括法の制定に伴い、仙台市内の毒物劇物販売業(平成12年4月1日から)、法22条第1項の者(平成24年4月1日から)、特定毒物研究者(平成28年4月1日から)の登録、届出及び監視の権限が仙台市に移管されている。

## 2 許認可事務

### (1) 毒物劇物販売業及び製造業の業態数

	販 売 業				製造・輸入業		令和2年3月31日現在	
	一般	農業用品目	特定品目	計	製造	輸入	法第22条第1項の者	特定毒物研究者
平成25年度	909	263	98	1,270	28	4	34	26
平成26年度	890	252	94	1,236	29	4	33	26
平成27年度	878	240	92	1,210	29	4	32	26
平成28年度	885	238	81	1,204	30	4	29	23
平成29年度	881	229	82	1,192	31	4	27	22
平成30年度	909	222	82	1,213	31	5	28	23
令和元年度	917	213	81	1,211	30	5	30	23
薬務課	—	—	—	—	9	4	—	—
仙南保健所	25	25	4	54	4		2	
塩釜保健所	40	3	5	48	5		3	2
塩釜保健所 岩沼支所	36	30	4	70	1		3	2
塩釜保健所 黒川支所	30	13	2	45	3	1	1	
大崎保健所	69	45	4	118	3		2	1
栗原保健所	19	21		40	2		1	1
石巻保健所	69	22	7	98	2		5	
登米保健所	12	26	3	41	1			
気仙沼保健所	28	5	5	38				
仙 台 市 ※	589	23	47	659	—	—	13	17

※ 販売業の登録は、平成12年度から仙台市に移管

法第22条第1項の者の届出は、平成24年度から仙台市に移管

特定毒物研究者の許可は、平成28年度から仙台市に移管

## (2) 毒物及び劇物取締法関係登録状況

毒物劇物の製造業、販売業等の申請に基づき、毒物及び劇物取締法に基づく登録等の事務を行った。

業態名	申請件数			登録件数			不登録件数			備考
	本庁	保健所	計	本庁	保健所	計	本庁	保健所	計	
販売業登録	—	35	35	—	35	35	—			
販売業登録更新	—	46	46	—	46	46	—			
販売業登録票書換交付	—	23	23	—	23	23	—			
販売業登録票再交付	—	1	1	—	1	1	—			
計	—	105	105	—	105	105	—			
製造業登録		—			—			—		
製造業登録更新	6	—	6	6	—	6	—			
製造業登録変更	3	—	3	3	—	3	—			
輸入業登録		—			—			—		
輸入業登録更新		—			—			—		
計	9	—	9	9	—	9	—			

## 3 毒物劇物取扱者試験状況

毒物劇物営業施設において、毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止に当たる毒物劇物取扱責任者の資格試験を実施した。実施状況は次表のとおりであり、合格率は42.2%であった。

(1) 年月日 令和元年11月18日(月)

(2) 場所 仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ

種目	志願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	受験者に対する合格率(%)				
				H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
一般	270	236	112	41.3	31.1	32.6	25.2	47.5
農業用品目	83	78	25	12.4	18.9	12.5	7.3	32.1
特定品目	25	20	4	37.5	23.8	16.7	20.0	20.0
計	378	334	141	33.2	27.1	25.3289	19.3	42.2

#### 4 毒物劇物監視

毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録を行っている製造業者及び販売業者、届出をする業務上取扱者に対し、毒物劇物監視員が毒物劇物の保管管理状況や譲渡手続き等について通常監視指導を行った。また、毒物及び劇物による事故の未然防止の観点から、関係団体や毒物劇物製造業者等に対し、説明会等により毒物劇物の適正な譲渡手続き、保管管理及び取扱いについて周知を図った。

##### (1) 毒物劇物立入検査状況

表頭 表側	登期 録 ・ 届 出 ・ 許 可 現 施 設 數 在 数 中	立期 入 檢 查 施 行 施 設 數 中	遅期 反 發 見 施 設 數 中	違 ( 年 度 中 )	反 發 見 件 數	件 數	处分件数 (年度中)						告 発 件 數			
							登 錄 ・ 許 可 現 施 設 數 在 数 中	業 務 停 止	設 備 改 善	金 銭 支 出	其 他	登 錄 ・ 許 可 現 施 設 數 在 数 中	業 務 停 止	設 備 改 善	金 銭 支 出	其 他
平成 25 年度	1,362	265	91	2	26	10	41	54		8			7	1	2	11
平成 26 年度	1,328	254	79	15	23	2	36	27		15			13			8
平成 27 年度	1,300	375	70	4	22	4	42	14		7			7			3
平成 28 年度	1,290	407	106	5	12	17	54	45		9			9		1	2
平成 29 年度	1,276	278	75	4	21	4	33	36		10			8	2	2	3
平成 30 年度	1,300	307	78	8	24	13	19	38		1			8	10	2	10
令和元年度	1,299	218	41	3	15	14	13	9		1			3	9		1
製造業	大臣登録分	6	2	1		1										
	知事登録分	24	13	1	1					1			1			
輸入業	大臣登録分	1														
	知事登録分	4														
一般販売業	917	124	16		3	11	2									1
農業用品販売業	213	39	7	1	1	1	5						1			
特定品販売業	81	9	4	1		1	1	2					1			
電気めつき業	8	1														
金属熱処理業		1														
毒物劇物運送業	21	2														
白あり駆除業者																
法第 22 案 第 5 項の者		27	12		11	12							9			
特定毒物研究者	23	1														

※ 仙台市所管分を含む

(2) 保健所別立入検査状況(毒物劇物販売業)

	登年 録度	実立 施入 施設現 設現 数在	施違 反 設 設 發 數見	措置件数					
				よ指 る導 指票 導に	るの改 善指 收報 に告 導よ書	に約報 よる書告 指徵・ 導收誓	徴始 末書 収の	命停取 止消 令・ 改業 等善務	告 発
仙南保健所	54	8							
塩釜保健所	48	16	2	2					
塩釜保健所 岩沼支所	70	10	1	1					
塩釜保健所 黒川支所	45	10	10						
大崎保健所	118	9	1	1					
栗原保健所	40	20							
石巻保健所	98	28	1	1					
登米保健所	41	9	5	5					
気仙沼保健所	38	13	2			2			
計	552	123	22	10		2			
仙台市※	659	49	20	15		5			

※ 平成12年度から仙台市に移管

5 毒物劇物事故発生状況

発生年月日	毒物又は 劇物の別	毒物又は 劇物の 名称	事件の概要	事件発生 事業所等 の登録等 の状況	事件の原因	被害状況

6 毒物劇物関係研修会

県内の毒物劇物製造・輸入業者に対する講習会を開催し、毒物劇物の適正な取扱い等を周知するため研修を行った。

年月日	場所	内 容	参加人数
令和1年9月2日	大崎会場	毒物及び劇物取締法について、爆発物を使用した犯罪の未然防止について、毒物劇物の適正な取扱い及び事故時の対応等について	70
令和1年9月5日	大河原会場		29

# IV 麻藥



## 1 概 要

麻薬・向精神薬・覚せい剤は、そのすぐれた薬理作用により医療分野において、必要不可欠の医薬品として活用され、人類の福祉に大いに役立っている。しかし、これらはひとたび乱用されると薬物依存による弊害を生じ、個人の健康上にとどまらず、家庭や社会の秩序をも破壊しかねない問題となってくる。

これらは、麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法で不正乱用のみならず適正使用についても厳しく規制されている。そのため県民の保健衛生上の危害を防止するため医療関係機関及び取扱者に対し監視指導を行った。

## 2 許認可事務

### (1) 麻薬・向精神薬・覚せい剤関係免許等状況

区分	件数
麻薬卸売業者免許	10
麻薬小売業者免許	383
麻薬研究者免許	39
麻薬管理者免許	170
麻薬施用者免許	2,497
麻薬取扱者免許証再交付	8
麻薬取扱者免許証記載事項変更	1,493
向精神薬卸売業者免許	0
向精神薬試験研究施設登録	1
向精神薬試験研究施設登録証再交付	0
大麻研究者免許	10
大麻栽培者免許	1
大麻取扱者免許証書換え	0
覚せい剤施用機関指定	2
覚せい剤研究者指定	9
覚せい剤原料取扱者指定	6
覚せい剤原料研究者指定	1
計	4,630

## (2) 麻薬等取扱者数

	麻 薬						向 精 神 薬		
	卸 売 業 者	小 売 業 者	研 究 者	管 理 者	施 用 者	計	卸 売 業 者	試 験 研 究 施 設	計
平成 25 年度	23	650	60	255	4,182	5,170	4	35	39
〃 26 〃	23	698	58	271	4,255	5,305	4	36	40
〃 27 〃	24	721	61	262	4,303	5,371	4	35	39
〃 28 〃	23	750	60	272	4,454	5,559	4	36	40
〃 29 〃	24	782	58	271	4,563	5,698	4	35	39
〃 30 〃	24	798	63	291	4,737	5,913	4	34	38
平成31（令和元）年度	24	824	56	298	4,763	5,965	4	39	43
薬務課	11	429	47	142	3,170	3,799	4	33	37
仙南保健所	0	65	0	18	205	288		2	2
塩釜保健支所	2	56	2	24	226	310		1	1
塩釜保健所	0	46	6	22	221	295		1	1
塩釜保健支所	0	17	0	11	60	88		0	0
大崎保健所	4	63	0	30	310	407		1	1
栗原保健所	0	29	0	8	83	120		0	0
登米保健所	0	25	0	12	77	114		0	0
石巻保健所	5	70	1	24	307	407		1	1
気仙沼保健所	2	24	0	7	104	137		0	0

令和2年3月31日現在（単位：件）

大 麻			あへん	覚 せ い 剤				麻 薬 診 療 施 設						
研 究 者	栽 培 者	計	研 究 者	施 用 機 関	研 究 者	原 料 研 究 者	原 料 取 扱 者	計	病 院	診 療 所			計	
										一 般 科	歯 科	家 畜		
8	1	9		5	14	7	24	50	154	626	2	114	896	
8	1	9		5	14	8	25	52	131	652	2	113	898	
8	1	9		5	15	7	24	51	128	636	2	113	879	
8	1	9		5	15	7	22	49	130	628	2	112	872	
7	1	8		5	16	5	25	51	127	634	3	111	875	
8	1	9		5	16	5	24	50	122	647	3	109	881	
9	1	10		5	16	4	26	51	124	604	2	110	840	
1	0	1		5	9	4	10	28	51	280	1	57	389	
0	0	0						0	11	41	0	6	58	
2	0	2			2		2	4	9	53	0	10	72	
6	0	6			5			5	8	41	0	7	56	
0	0	0					2	2	3	17	0	2	22	
0	0	0					5	5	18	44	0	10	72	
0	1	1						0	4	24	0	3	31	
0	0	0						0	4	21	1	5	31	
0	0	0					5	5	9	63	0	7	79	
0	0	0						2	2	7	20	0	3	30

### 3 麻薬関係監視

#### (1) 麻薬関係立入検査状況

対象業務所数	立入検査実施業務所数	違反業務所数	違						反				管理・保管
			麻薬取締法第十二条	輸入輸出	製造小製剤分	譲渡・譲受	施用処方せんの交付	不正所持	廃棄	証紙・容器及び記載	被包の器記	譲渡証・譲受証	
平成 26 年度	1,677	540	72						6		6		24
# 27 #	1,685	642	72				2			2		1	21
# 28 #	1,705	672	35				1			1			16
# 29 #	1,739	674	49							1			21
# 30 #	1,766	627	48										24
平成31（令和元）年	1,744	652	37				2			5			22
麻薬卸売業者	24	21											
麻薬小売業者	824	372	7				2			3			1
小計	848	393	7				2			3			1
麻薬診療施設	病院	124	173	25						1			16
	一般診療所	604	73	5						1			5
	歯科診療所	2											
	家畜診療所	110	10										
	小計	840	256	30						2			21
麻薬研究者	56	3											
小計	56	3											

帳 簿	施 用 に 関 す る 記 録	内 容						処 置								
		そ の 他	届 出			保 存			計	告 發 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計	
			事 報 告 年	報 四 半 期	中	讓 渡 證 讓 受 証	帳 簿	施 用 に 関 す る 記 録								
22	9	11	3	5			1	5	3	95				5	67	72
30	14	10	1	9				2		92				7	65	72
12	1	7						2		40				5	31	36
22	2	3	3	2				2		56				3	48	51
12	1	5	10	2						54				7	47	54
7	1	6	6					1		50				6	31	37
2										8				1	6	7
2										8				1	6	7
4	1	2	4							28				2	23	25
1		4	2					1		14				3	2	5
5	1	6	6					1		42				5	25	30

## (2) 保健所別麻薬立入検査状況

上段：病院

下段：一般診療所

	対象業務所数	立入検査実施業務所数	違反業務所数	違反件数	措置							
					告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	措置命令	改善命令	その他	計
薬務課	51	38	10	10							10	10
	280	17	3	3				1			2	3
仙南保健所	11	23	3	3							3	3
	41	4										
塩釜保健所 岩沼支所	9	13										
	53	15										
塩釜保健所	8	11										
	41	7										
塩釜保健所 黒川支所	3	6	1	1				1				1
	17	5										
大崎保健所	18	40	2	2							2	2
	44	5										
栗原保健所	4	9	1	1							1	1
	24	9	1									
登米保健所	4	8	5	5							5	5
	21	9	1	1				1				1
石巻保健所	9	19	3	3				1			2	3
	63	2										
気仙沼保健所	7	6	1	1				1				1
	20											
合計	124	173	26	26				3			23	26
	604	73	5	4				2			2	4

(3) 覚せい剤関係立入検査状況

			対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数	処置					
						告発・送致	指定取消	業務停止	始末書・誓約書	その他	計
平成 26 年度			4,344	518	8				2	6	8
〃 27 〃			4,366	788	4					4	4
〃 28 〃			4,382	569	3				1	2	3
〃 29 〃			4,406	797	3					3	3
〃 30 〃			4,439	801							
平成31(令和元)年			4,412	741							
覚せい剤 施用機関	大臣の指定する 施用機関		2								
	知事の指定する 施用機関		3								
	覚せい剤研究者		16	3							
	小計		21	3							
覚せい剤 原料	覚せい剤原料取扱者		26	21							
	覚せい剤原料研究者		4								
	薬局	1,158	404								
	病院・診療所	2,897	306								
	家畜診療施設	306	7								
	小計	4,391	738								

(4) 向精神薬関係立入検査状況

	対象業務所数	立入検査実施業務所数	違反業務所数	違反								保管・管理
				輸入	輸出	製造等	譲渡し等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者		
平成 26 年度	4,665	609	17									2
〃 27 〃	4,696	829	14					1				2
〃 28 〃	4,707	667	9									2
〃 29 〃	4,724	833	13									1
〃 30 〃	4,735	856	14									1
平成31（令和元）	4,719	679	11									7
向精神薬卸売業者	4											
免許みなし卸売業者	315	83										
免許みなし薬局	1,158	310	4									3
向精神薬小売業者												
小計	1,477	393	4									3
病院等	病院	138	163	1								1
	一般診療所	1,696	89	4								1
	歯科診療所	1,063	27									
	家畜診療所	306	7	2								2
	小計	3,203	286	7								4
向精神薬試験研究施設		39										

内 容						処 置									
廃 事 故 業 届	記 年 間 届 届	そ の 他 他	計	告 發 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 等	措 置 命 令	改 善 命 令	神 責 任 者 変 更 業 取 取	責 任 變 更 命 令 向 精 扱	そ の 他 口 頭 説 諭 等	計		
		15			17								17	17	
		11			14	1			1				14	17	
		7			9								9	16	
	1	11			13								13	9	
		11			12								15	13	
		5			12								11	11	
		1			4								4	4	
		1			4								4	4	
						1							1	1	
		4			5								4	4	
						2							2	2	
		4			8								7	7	

#### 4 麻薬消費状況

(麻薬卸売業者半期報告による)

品 名	容器の容量	数 量		
		29年	30年	31(令和元)年
アヘン末	5g			
アヘン散	25g			
アヘンチンキ	25ml	4,325	4,225	3,975
アヘン・トヨン散	25g			
アヘンアルカロイド塩酸塩	5g			
アヘンアルカロイド塩酸塩注射液	1ml×10A			
アヘンアルカロイド・アトロピン注射液	1ml×10A			
弱アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1ml×10A			
アヘンアルカロイド・スコポラミン注射液	1ml×10A			
モルヒネ塩酸塩水和物	5g	150	165	135
モルヒネ塩酸塩錠(10mgPTP)	80T	144,320	146,080	138,960
モルヒネ塩酸塩錠(10mg)	100T	11,600	6,500	12,900
パシーフカプセル(30mg)	50カプセル	1,000	1,250	100
パシーフカプセル(30mg)	100カプセル			
パシーフカプセル(60mg)	50カプセル	200		
パシーフカプセル(60mg)	100カプセル			
パシーフカプセル(120mg)	50カプセル	200	50	
パシーフカプセル(120mg)	100カプセル			
モルヒネ塩酸塩注(10mg)	1ml×10A	34,980	27,600	28,090
モルヒネ塩酸塩注(50mg)	5ml×5A	9,455	4,305	4,610
モルヒネ塩酸塩注(50mg)	5ml×10A	1,620	1,590	600
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×1A			
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×5A	4,170	4,055	3,165
モルヒネ塩酸塩注(200mg)	5ml×10A			
プレペノン注50mgシリングジ	5ml×5本	520	580	90
プレペノン注100mgシリングジ	10ml×5本	830	990	650
モルヒネ・アトロピン注射液	1ml×10A			
アンペック坐剤(10mg)	50個	8,350	8,850	7,350
アンペック坐剤(20mg)	50個	1,400	2,000	1,400
アンペック坐剤(30mg)	30個	240	330	30
オプソ内服液(5mg)	20包	56,680	57,660	71,620
オプソ内服液(10mg)	20包	30,260	31,760	27,300
M Sコンチント錠(10mg)	50T			
M Sコンチント錠(10mg)	100T			
M Sコンチント錠(10mgPTP)	100T	48,200	50,500	40,400
M Sコンチント錠(10mgPTP)	200T		200	
M Sコンチント錠(30mg)	50T			100
M Sコンチント錠(30mgPTP)	100T	10,700	17,000	10,200
M Sコンチント錠(60mg)	50T			
M Sコンチント錠(60mgPTP)	100T	2,200	2,900	3,300
ピーガード錠(20mgPTP.C.P)	14T			
ピーガード錠(20mgPTP)	50T			
ピーガード錠(30mgPTP.C.P)	14T			
ピーガード錠(30mgPTP)	50T			

品名	容器の容量	数量		
		29年	30年	31(令和元)年
ピーガード錠 (60mgPTP.C.P)	14T			
ピーガード錠 (60mgPTP)	50T			
ピーガード錠 (120mgPTP.C.P)	14T		28	
ピーガード錠 (120mgPTP)	50T			
カデイアンカプセル (20mg)	50カプセル	2,400	2,250	2,000
カデイアンカプセル (20mg)	100カプセル			
カデイアンカプセル (30mg)	50カプセル		50	
カデイアンカプセル (30mg)	100カプセル			
カデイアンカプセル (60mg)	50カプセル			
カデイアンカプセル (60mg)	100カプセル			
カデイアンスティック粒 (30mg)	50包			
カデイアンスティック粒 (60mg)	50包			
カデイアンスティック粒 (120mg)	50包			
モルペス細粒 2% (0.5g)	40包	18,760	28,000	28,760
モルペス細粒 2% (0.5g)	200包			
モルペス細粒 6% (0.5g)	40包	40		400
モルペス細粒 6% (0.5g)	200包			
モルペス細粒 2%	20g			
モルペス細粒 6%	20g			
MSツワイスロンカプセル (10mg)	40カプセル	120	120	1,360
MSツワイスロンカプセル (10mg)	100カプセル		200	
MSツワイスロンカプセル (30mg)	40カプセル			
MSツワイスロンカプセル (30mg)	100カプセル			
MSツワイスロンカプセル (60mg)	40カプセル			
MSツワイスロンカプセル (60mg)	100カプセル			
エチルモルヒネ塩酸塩水和物	1g			
コデインリン酸塩水和物	5g			
コデインリン酸塩水和物	25g			
コデインリン酸塩散 10%	50g	150	150	50
コデインリン酸塩散 10%	100g	17,200	18,400	12,700
コデインリン酸塩錠 (20mg)	50T		450	
コデインリン酸塩錠 (20mgPTP)	50T	13,800	13,450	12,150
コデインリン酸塩錠 (20mg)	100T	300	1,000	
コデインリン酸塩錠 (20mgPTP)	100T	95,700	87,000	91,400
ジビドロコデインリン酸塩	5g		5	
ジビドロコデインリン酸塩散 10%	50g			
複方オキシコドン注射液	1ml×10A			
複方オキシコドン・アトロピン注射液	1ml×10A			
オキノーム散 (2.5mg)	0.5g×30包	148,170	129,780	130,560
オキノーム散 (5mg)	1g×30包	127,890	141,000	119,040
オキノーム散 (10mg)	2g×30包		120	
オキノーム散 (10mg)	1g×30包	91,950	90,870	81,600
オキノーム散 (20mg)	1g×30包	55,170	38,490	38,730

品名	容器の容量	数量		
		29年	30年	31(令和元)年
オキシコンチン錠 (5mgPTP)	20T	17,800	7,440	200
オキシコンチン錠 (5mg)	50T			
オキシコンチン錠 (5mgPTP)	100T	265,700	84,800	100
オキシコンチン錠 (10mgPTP)	20T	10,740	4,580	120
オキシコンチン錠 (10mg)	50T			
オキシコンチン錠 (10mgPTP)	100T	96,500	30200	100
オキシコンチン錠 (20mgPTP)	20T	7,600	4,340	
オキシコンチン錠 (20mg)	50T			
オキシコンチン錠 (20mgPTP)	100T	75,900	23,900	
オキシコンチン錠 (40mgPTP)	20T	4,640	2100	40
オキシコンチン錠 (40mg)	50T			
オキシコンチン錠 (40mgPTP)	100T	51,600	10,700	100
オキシコンチントR錠 (5mgPTP)	20T		8,340	15,760
オキシコンチントR錠 (5mgPTP)	100T	100	80,200	136,800
オキシコンチントR錠 (10mgPTP)	20T	20	5,180	8,580
オキシコンチントR錠 (10mgPTP)	100T		38,300	57,100
オキシコンチントR錠 (20mgPTP)	20T		3,700	7,280
オキシコンチントR錠 (20mgPTP)	100T		20,400	38,200
オキシコンチントR錠 (40mgPTP)	20T		2,220	1,440
オキシコンチントR錠 (40mgPTP)	100T		11,500	15,200
オキシコトニン徐放錠 (5mgPTP)	20T	4,160	14,260	16,340
オキシコトニン徐放錠 (5mgPTP)	100T	73,800	140,800	143,400
オキシコトニン徐放錠 (10mgPTP)	20T	2,960	8,900	11,160
オキシコトニン徐放錠 (10mgPTP)	100T	35,200	49,200	43,900
オキシコトニン徐放錠 (20mgPTP)	20T	1,120	4,700	9,380
オキシコトニン徐放錠 (20mgPTP)	100T	22,400	46,100	45,200
オキシコトニン徐放錠 (40mgPTP)	20T	900	4,720	3,160
オキシコトニン徐放錠 (40mgPTP)	100T	14,000	26,900	22,200
オキシコトニン徐放錠 5mgNX(5mgPTP)	20T			120
オキシコトニン徐放錠 5mgNX(5mgPTP)	100T			4,800
オキシコトニン徐放錠 10mgNX(10mgPTP)	20T			180
オキシコトニン徐放錠 10mgNX(10mgPTP)	100T			3,500
オキシコトニン徐放錠 20mgNX(20mgPTP)	20T			380
オキシコトニン徐放錠 20mgNX(20mgPTP)	100T			3,800
オキシコトニン徐放錠 40mgNX(40mgPTP)	20T			
オキシコトニン徐放錠 40mgNX(40mgPTP)	100T			1,600
オキシコトニン錠 2.5mg (2.5mgPTP)	20T	60	40	240
オキシコトニン錠 2.5mg (2.5mgPTP)	100T		100	
オキシコトニン錠 5mg (5mgPTP)	20T	240	1,360	2,200
オキシコトニン錠 5mg (5mgPTP)	100T			
オキシコトニン錠 10mg (10mgPTP)	20T		60	60
オキシコトニン錠 10mg (10mgPTP)	100T			
オキシコトニン錠 20mg (20mgPTP)	20T		60	
オキシコトニン錠 20mg (20mgPTP)	100T		100	
オキシコドン徐放カプセル (5mgPTP)	40カプセル	2,600	400	
オキシコドン徐放カプセル (5mgPTP)	100カプセル	700	700	
オキシコドン徐放カプセル (10mgPTP)	40カプセル	1,160	320	
オキシコドン徐放カプセル (10mgPTP)	100カプセル	100	100	
オキシコドン徐放カプセル (20mgPTP)	40カプセル	1,440	160	
オキシコドン徐放カプセル (20mgPTP)	100カプセル	100	2,100	
オキシコドン徐放カプセル (40mgPTP)	40カプセル	1,080	160	
オキシコドン徐放カプセル (40mgPTP)	100カプセル	300	1,200	
オキファスト注 (10mL)	1ml×10A	18,930	22,210	20,410
オキファスト注 (50mL)	5ml×5A	17,910	20,095	16,355

品名	容器の容量	数量		
		29年	30年	31(令和元)年
メテバニール錠(2mg)	100T	12,500	3,100	1,000
メテバニール錠(2mgPTP)	100T	2,800	10,500	12,500
ナルサス錠(2mgPTP)	20T	1,660	10,420	15,600
ナルサス錠(2mgPTP)	100T	400	8,700	21,000
ナルサス錠(6mgPTP)	20T	300	2,060	6,940
ナルサス錠(6mgPTP)	100T	400	6,700	8,800
ナルサス錠(12mgPTP)	20T		1,700	4,460
ナルサス錠(12mgPTP)	100T		1,400	3,200
ナルサス錠(24mgPTP)	20T		320	1,200
ナルサス錠(24mgPTP)	100T		200	1,300
ナルラヒト錠(1mgPTP)	20T	1,200	10,520	13,720
ナルラヒト錠(1mgPTP)	100T	400	9,400	24,400
ナルラヒト錠(2mgPTP)	20T	160	2,260	9,780
ナルラヒト錠(2mgPTP)	100T		4,300	14,200
ナルラヒト錠(4mgPTP)	20T		1,000	6,580
ナルラヒト錠(4mgPTP)	100T		500	5,000
ナルベイン注(2mg)	1ml×10A		1,440	6,110
ナルベイン注(20mg)	2ml×10A		490	5,790
コカイン塩酸塩	5g		5	
ペチジン塩酸塩	1g			
ペチジン塩酸塩注(35mg)	1ml×10A	5,690	5,780	5,160
ペチジン塩酸塩注(50mg)	1ml×10A	650	410	190
弱ペチロルファン注(35mg)	1ml×10A			
ペチロルファン注(50mg)	1ml×10A	50	60	50
フェンタニル注射液(0.1mg)	2ml×10A	176,210	173,330	171,630
フェンタニル注射液(0.25mg)	5ml×5A	35,610	46,725	52,870
フェンタニル注射液(0.5mg)	10ml×5A	41,060	40,585	39,780
デュロテップパッチ(2.5mg)	2.5mg×5枚			
デュロテップパッチ(5mg)	5mg×5枚			
デュロテップパッチ(7.5mg)	7.5mg×5枚			
デュロテップパッチ(10mg)	10.0mg×5枚			
デュロテップMTパッチ(2.1mg)	2.1mg×5枚	3,835	3,310	2,825
デュロテップMTパッチ(4.2mg)	4.2mg×5枚	4,655	3,505	3,155
デュロテップMTパッチ(8.4mg)	8.4mg×5枚	2,000	1,420	1,070
デュロテップMTパッチ(12.6mg)	12.6mg×5枚	1,015	855	820
デュロテップMTパッチ(16.8mg)	16.8mg×5枚	875	640	315
フェンタニル3日用テープ(2.1mg)	2.1mg×5枚	35	70	180
フェンタニル3日用テープ(4.2mg)	4.2mg×5枚	70	165	80
フェンタニル3日用テープ(8.4mg)	8.4mg×5枚	10	115	90
フェンタニル3日用テープ(12.6mg)	12.6mg×5枚			5

品名	容器の容量	数量		
		29年	30年	31(令和元)年
フェンタニル3日用テープ(16.8mg)	16.8mg×5枚	30	10	295
フェントステープ(0.5mg)	0.5mg×7枚		483	23,373
フェントステープ(1mg)	1mg×7枚	72,275	68,019	55,006
フェントステープ(2mg)	2mg×7枚	52,885	53,396	43,960
フェントステープ(4mg)	4mg×7枚	29,372	28,112	18,879
フェントステープ(6mg)	6mg×7枚	10,038	9,611	9,730
フェントステープ(8mg)	8mg×7枚	18,872	15,939	8,820
ワンドュロパッチ(0.84mg)	0.84mg×7枚	6,888	7,833	4,830
ワンドュロパッチ(1.7mg)	1.7mg×7枚	5,670	6,307	5,579
ワンドュロパッチ(3.4mg)	3.4mg×7枚	2,191	1,358	2,121
ワンドュロパッチ(5mg)	5mg×7枚	819	504	385
ワンドュロパッチ(6.7mg)	6.7mg×7枚	1,239	1,148	1,155
フェンタニル1日用テープ(0.84mg)	0.84mg×7枚			35
フェンタニル1日用テープ(1.7mg)	1.7mg×7枚		98	14
フェンタニル1日用テープ(3.4mg)	3.4mg×7枚			84
フェンタニル1日用テープ(5mg)	5mg×7枚			70
フェンタニル1日用テープ(6.7mg)	6.7mg×7枚			
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ(1mg)	1mg×7枚		1,554	9,023
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ(2mg)	2mg×7枚		1,015	5,873
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ(4mg)	4mg×7枚		357	2,492
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ(6mg)	6mg×7枚		371	609
フェンタニルクエン酸塩1日用テープ(8mg)	8mg×7枚		308	2,121
イーフェンバッカル錠(50μg)	20T	3,760	3,700	2,420
イーフェンバッカル錠(100μg)	20T	640	920	560
イーフェンバッカル錠(200μg)	20T		60	260
イーフェンバッカル錠(400μg)	20T		60	
イーフェンバッカル錠(600μg)	20T		60	
イーフェンバッカル錠(800μg)	20T			
アブストラル舌下錠(100μg)	40T	31,200	31,680	27,320
アブストラル舌下錠(200μg)	40T	16,800	13,160	10,960
アブストラル舌下錠(400μg)	40T	480	1,280	6,400
タラモナール(0.0785mg)	2ml×10A			
タラモナール(0.0785mg)	5ml×5A			
アルチバ静注用(2mg)	5V	28,705	23,545	22,705
アルチバ静注用(5mg)	5V	5,115	3,090	2,010
レミフェンタニル静注用(2mg)	5V	10,490	12,515	13,975
レミフェンタニル静注用(5mg)	5V	17,695	22,405	24,190
メサペイン錠(5mgPTP)	40T	1,480	1,120	3,840
メサペイン錠(5mgPTP)	100T			700
メサペイン錠(10mgPTP)	40T	2,280	1,480	1,920
メサペイン錠(10mgPTP)	100T			
タペンタ錠(25mgPTP)	40T	23,920	22,160	24,120
タペンタ錠(50mgPTP)	40T	1,800	1,120	2,920
タペンタ錠(100mgPTP)	40T	7,880	5,080	9,120
ケタラール静注用(50mg)	5ml×5A	3,090	2,455	3,620
ケタラール静注用(200mg)	20ml×1V	843	852	544
ケタラール静注用(200mg)	20ml×10V	1,420	1,680	1,270
ケタラール筋注用(500mg)	10ml×1V	546	560	559
ケタラール筋注用(500mg)	10ml×10V	640	500	530
ケタミン注5%	50ml×1V			
ケタミン注10%	10ml×5V			

## 5 麻薬中毒者届出通報状況

	男	女	計
麻薬取締官			
医 師	なし		

## 6 麻薬観察指導対象者の現状

令和2年3月31日現在 (単位:人)

観 察 指 導 対 象 者	所在の明らかな者	總 数			所在不明者
		第一類	第二類	第三類	
		男	女	計	
男	2		1		1
女	2		2		
計	4		3		1

(注) 第一類・・・麻薬中毒入院治療者

第二類・・・医師が麻薬中毒又はその疑いのある者と判断した者

第三類・・・麻薬中毒として医師の診断はないが、当該職員において中毒の疑いがあると認めた者

## 7 廃棄・事故発生状況

麻薬

(単位:件)

廃棄		事 故				
届出	調剤済	破損	流失	盗取	所在不明	その他
478	3,503	45	95	0	6	34

覚せい剤原料

(単位:件)

廃棄		事 故			
届出		喪失	盗取	所在不明	その他
35		0	0	0	0

## 8 大麻・けし抜去実績 (薬務課・保健所による本数)

	抜 去 本 数					
	平成31 (令和元)年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
大 麻	39	0	0	0	0	0
け し	7,217	5,942	11,313	5,157	4,789	9,378

(平成31年(令和元年)度けし抜去地域)

仙南保健所管内 ・・・ 川崎町

塩釜保健所岩沼支所管内 ・・・ 名取市

塩釜保健所管内 ・・・ なし

塩釜保健所黒川支所管内 ・・・ なし

大崎保健所管内 ・・・ 美里町, 涌谷町

栗原保健所管内 ・・・ 栗原市

登米保健所管内 ・・・ 登米市

石巻保健所管内 ・・・ 石巻市, 女川町

気仙沼保健所管内 ・・・ 気仙沼市, 南三陸町

薬務課管内 ・・・ 仙台市内

(平成31年(令和元年)度大麻抜去地域)

薬務課管内 ・・・ 仙台市内



## V 薬物乱用対策



## 1 概 要

宮城県の薬物乱用対策5か年計画である宮城県薬物乱用推進計画（第5期）に基づき、関係機関と連携しながら、総合的な対策に取り組んだほか、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき指定薬物審査会を3回開催の上、3物質を知事指定薬物に指定した。

また、宮城県薬物乱用防止対策事業実施要綱に基づき、県内全域に委嘱している宮城県薬物乱用防止指導員（297名）が中心となり、地域啓発活動の推進に努めた。

## 2 宮城県薬物乱用対策庁内会議の開催

開 催 日	会 議 の 名 称	参 加 人 員
令和1年7月10日	宮城県薬物乱用対策庁内会議	11所属・16名

## 3 宮城県薬物乱用対策推進会議の開催

開 催 日	会 議 の 名 称	参 加 人 員
令和1年10月11日	宮城県薬物乱用対策有識者会議	25名

## 4 宮城県薬物乱用対策推進本部員会議の開催

開 催 日	会 議 の 名 称	参 加 人 員
令和2年1月30日	宮城県薬物乱用対策推進本部員会議	23機関・31名

## 5 各地区薬物乱用防止指導員研修会・協議会総会開催状況

地 区 名	開 催 日	開 催 場 所	参 加 人 員
仙 台	令和1年6月4日	宮城県自治会館2階205・206会議室（仙台市）	30名
仙 南	令和1年6月19日	大河原合同庁舎大会議室（大河原町）	43名
岩 沼	令和1年6月10日	岩沼市中央公民会館視聴覚室（岩沼市）	25名
塩 釜	令和1年6月26日	塩釜保健所大会議室（塩釜市）	28名
黒 川	令和1年7月3日	塩釜保健所黒川支所2階会議室（富谷市）	20名
大 崎	令和1年6月19日	大崎合同庁舎501・502会議室（大崎市）	35名
栗 原	令和1年5月30日	栗原合同庁舎第一会議室（西）（栗原市）	16名
登 米	令和1年6月27日	登米合同庁舎大会議室（登米市）	5名
石 卷	令和1年6月17日	石巻合同庁舎1階大会議室（石巻市）	31名
気 仙 沼	令和1年6月20日	気仙沼保健所2階大会議室（気仙沼市）	23名

## 6 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施状況

地区名	実施年月日	実施場所	主な参加団体	参加人員	啓発対象人数
角田市	令和1年7月10日	ヨークベニマル角田店	薬物乱用防止指導員、保健所職員、ヤングボランティア、その他	31	300
多賀城市	令和1年7月2日	ヨークベニマル多賀城店、ツルハドラッグ多賀城店	薬物乱用防止指導員、保健所職員、その他	14	350
気仙沼市	令和1年7月5日	イオン気仙沼店	薬物乱用防止指導員、県職員、保健所職員、市町村職員、ヤングボランティア、その他	29	200
富谷市	令和1年7月24日	イオン富谷店	薬物乱用防止指導員、保健所職員、ヤングボランティア、その他	39	400
名取市	令和1年7月12日	イオンモール名取	薬物乱用防止指導員、保健所職員、市町村職員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリー、その他	38	1,000
仙台市	令和1年9月29日	陸上自衛隊仙台駐屯地	薬物乱用防止指導員、県職員、保健所職員、市町村職員、ヤングボランティア、その他	45	2,000
石巻市	令和1年7月30日	イオンモール石巻	薬物乱用防止指導員、保健所職員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリー、その他	37	1,100
栗原市	令和1年7月27日、 令和1年8月31日	2019くりこま山 車まつり、イオン スーパーセンター栗原志波姫店	薬物乱用防止指導員、保健所職員、ヤングボランティア、その他	78	1,130
大崎市	令和1年8月3日	古川まつり	薬物乱用防止指導員、保健所職員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリー、その他	47	2,000
仙台市	令和1年8月31日	泉区ふるさとまつり	薬物乱用防止指導員、保健所職員、市町村職員、その他	17	3,000
				計	399 13,480

## 7 薬物乱用防止教室講師派遣状況

種類	受講団体数	受講者数
小学校	192校	9,477人
中学校	59校	7,578人
高等学校	51校	11,060人
その他	1団体	10人
合計	303団体	28,125人

## 8 危険ドラッグ対策

インターネットで販売されている危険ドラッグと疑われる製品を購入しようとしたところ、店舗が確認できなかった。

## 9 薬物乱用防止指導員活動状況取りまとめ表

令和2年3月31日時点

保健所	パンフレット等の配布	映画・DVDの上映	集会・会合での話合	ハーネルの展示	ホスターの掲示	薬物乱用教室	その他の活動	指導員
仙南	35回 延べ 3,248人	1回 延べ 2,112人	18回 延べ 292人	4回	65枚	55回 3,270人		57人
岩沼(支所)	30回 延べ 1,541人	1回 延べ 24人	12回 延べ 295人	2回	49枚	7回 696人		17人
塩釜	39回 延べ 1,207人	5回 延べ 343人	21回 延べ 503人	0回	79枚	11回 823人		29人
黒川(支所)	8回 延べ 150人	1回 延べ 41人	6回 延べ 145人	2回	28枚	10回 794人		15人
大崎	52回 延べ 4,405人	4回 延べ 77人	26回 延べ 489人	2回	88枚	38回 3,587人		36人
栗原	26回 延べ 836人	2回 延べ 219人	3回 延べ 85人	2回	43枚	3回 219人		25人
登米	13回 延べ 169人	0回 延べ 0人	12回 延べ 189人	2回	28枚	12回 1,157人		18人
石巻	48回 延べ 3,622人	12回 延べ 1,085人	15回 延べ 423人	9回	96枚	28回 2,220人		34人
気仙沼	19回 延べ 179	1回 延べ 500人	11回 延べ 104人	2回	38枚	23回 1,561人		23人
県内計 (仙台市を除く)	205回 延べ 10,568人	25回 延べ 2,265人	94回 延べ 1,938人	19回	400枚	125回 10,361人		254人
仙台市 青葉区	21回 延べ 2,825人	0回 延べ 0人	5回 延べ 120人	1回	12枚	3回 延べ 111人		13人
仙台市 宮城野区	10回 延べ 331人	0回 延べ 0人	8回 延べ 560人	3回	3枚	7回 延べ 800人		8人
仙台市 若林区	6回 延べ 220人	0回 延べ 0人	0回 延べ 0人	0回	2枚	0回 延べ 0人		5人
仙台市 太白区	23回 延べ 1,930人	0回 延べ 0人	2回 延べ 30人	1回	18枚	3回 延べ 295人		10人
仙台市 泉区	14回 延べ 1,650人	0回 延べ 0人	7回 延べ 110人	0回	9枚	0回 延べ 0人		7人
仙台市 計	74回 延べ 6,959人	0回 延べ 0人	22回 延べ 820人	5回	44枚	13回 延べ 1,206人		43人
県内計 (含仙台市)	344回 延べ 22,316人	27回 延べ 4,401人	146回 延べ 3,345人	30回	632枚	200回 延べ 15,533人		297人

## 10 薬物関連問題相談事業相談実績

(件数)

	保健所	精神保健福祉センター	合計	
・総相談件数	43	73	116	
・相談受理状況	小計 電話 来所 その他（ミーティング、訪問等）	43 15 22 6	73 29 32 12	116 44 54 18
・相談者の種類	小計 本人 配偶者 両親 兄弟 親戚 知人 その他（警察、相談支援事業所等）	43 30 1 8 0 0 0 4	73 26 3 32 1 0 4 7	116 56 4 40 1 0 4 11
・相談薬物	小計 覚せい剤 麻薬 大麻 有機溶剤 その他（危険ドラッグ等）	43 28 0 0 2 13	73 33 4 8 1 27	116 61 4 8 3 40
・相談内容	小計 検挙に関すること 依存に関すること 入院治療に関すること カウンセリング 接し方に関すること その他（サービス利用、生活に関すること）	43 0 21 2 0 1 19	73 2 25 3 0 21 22	116 2 46 5 0 22 41
・処理状況	小計 助言 他機関の紹介 病院紹介 その他（措置入院・継続支援など）	43 37 0 6 0	73 51 5 5 12	116 88 5 11 12

※ 仙台市分も含む。

# VI 献 血



## 1 概 要

血液製剤の安全性の向上、国内献血による国内自給を基本とする安定供給の確保、適正使用の推進とともに、血液事業の公正かつ透明な実施主体の確保を基本理念とする「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成14年7月に成立して以来、献血の推進に関する計画等を策定・公表し、県内における献血等の血液事業の充実かつ円滑な推進を図っているところである。

令和元年度は、必要献血者数の89,753人に対し、献血協力者は91,356人で、目標達成率は101.8%となった。前年度献血者数と比べると3,721人増加となった。

また、献血等の血液事業については、市町村、宮城県赤十字血液センター及び県保健所で連携を図り、各種イベント等による広報活動、事業所等訪問による協力要請などを行い、献血の普及推進に努めることに併せて、輸血療法の適正化及び血液製剤の適正な使用を推進するため、医療機関を対象とした「血液製剤使用適正化説明会」を開催するとともに、医療機関、宮城県赤十字血液センター及び県で組織された宮城県合同輸血療法委員会にて医療機関における輸血医学、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化に関する事項について討議・調査研究・普及啓発を行っている。

## 2 献血実績

### (1) 必要献血者数の達成状況

令和元年度の献血者数は91,356人で、前年度の87,635人に対し、3,721人増加し、必要献血者数89,753人に対して達成率は101.8%であった。

			達成率
必要献血者数		89,753	
献血者数		91,356	101.8%
採血種別献血者数	200mL	必要数	2,126
		実績	2,875
	400mL	必要数	57,985
		実績	58,041
	血漿献血	必要数	20,211
		実績	21,580
	血小板献血	必要数	9,431
		実績	8,860

### (2) 年別献血率

(単位:%)

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
宮城県	3.7	3.7	3.7	3.8	3.9
全国平均	3.8	3.8	3.8	3.7	3.8

※ 献血率：献血者数／県内総人口

(3) 市町村別献血状況（令和元年度）

保健所・市町 村名	必要献血者数 (人)			献血者数 (人)			献血種別構成比 (%)			移動採 血稼働 数 (台)	移動採血 1稼働当 探血人 数(人)	達成率 (%)	全献血に おける 400mL 献血率(%)	
	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分					
合計	2,126	57,985	29,642	2,875	58,041	30,440	3.1%	63.5%	33.3%			100.7%	102.7%	95.3%
献血ルーム計	1,031	23,108	29,642	1,552	23,255	30,440	2.8%	42.1%	55.1%			101.7%	102.7%	93.7%
AOBA	237	8,434	11,061	372	8,910	11,183	1.8%	43.5%	54.6%			106.4%	101.1%	96.0%
アエル20	794	14,674	18,581	1,180	14,345	19,257	3.4%	41.2%	55.4%			99.1%	103.6%	92.4%
移動採血計	1,095	34,877		1,323	34,786		3.7%	96.3%		772	46.8	18.4	100.1%	96.3%
仙台市	400	9,442		499	9,585		4.9%	95.1%		222.6	45.3	17.7	102.0%	95.1%
青葉区				145	3,575		3.9%	96.1%		78.7	47.3	18.5		96.1%
宮城野区				89	2,572		3.3%	96.7%		57.9	46.0	18.1		96.7%
若林区				74	1,112		6.2%	93.8%		26.0	45.6	17.7		93.8%
太白区				41	959		4.1%	95.9%		22.8	43.9	17.2		95.9%
泉区				150	1,367		9.9%	90.1%		37.2	40.8	15.5		90.1%
仙南	79	3,421		74	3,358		2.2%	97.8%		81.0	42.4	16.8	98.1%	97.8%
白石市	10	662		3	580		0.5%	99.5%		13.0	44.8	17.9	87.2%	99.5%
角田市	15	620		19	771		2.4%	97.6%		18.0	43.9	17.3	124.4%	97.6%
蔵王町	5	208		5	201		2.4%	97.6%		5.2	39.6	15.7	96.7%	97.6%
七ヶ宿町	5	30		2	29		6.5%	93.5%		1.0	31.0	12.0	92.3%	93.5%
大河原町	2	524		1	483		0.2%	99.8%		11.7	41.4	16.5	92.1%	99.8%
村田町	0	183		0	164		0.0%	100.0%		4.8	34.2	13.7	89.6%	100.0%
柴田町	30	865		27	789		3.3%	96.7%		19.3	42.3	16.6	91.2%	96.7%
川崎町	6	122		9	131		6.4%	93.6%		3.0	46.7	18.1	108.4%	93.6%
丸森町	6	207		8	210		3.7%	96.3%		5.0	43.6	17.1	101.9%	96.3%
塩釜	151	2,273		190	2,351		7.5%	92.5%		53.1	47.9	18.4	104.2%	92.5%
塩竈市	5	387		10	401		2.4%	97.6%		9.4	43.7	17.3	104.2%	97.6%
多賀城市	135	718		168	840		16.7%	83.3%		19.3	52.2	19.2	117.6%	83.3%
松島町	5	173		5	147		3.3%	96.7%		3.3	46.1	18.1	85.2%	96.7%
七ヶ浜町	1	228		0	226		0.0%	100.0%		4.6	49.1	19.7	98.9%	100.0%
利府町	5	767		7	737		0.9%	99.1%		16.5	45.1	18.0	96.2%	99.1%
岩沼	87	3,451		110	3,983		2.7%	97.3%		95.5	42.9	16.9	115.6%	97.3%
名取市	80	2,399		99	2,873		3.3%	96.7%		69.6	42.7	16.8	119.8%	96.7%
岩沼市	1	570		1	630		0.2%	99.8%		14.9	42.3	16.9	110.5%	99.8%
亘理町	5	252		10	258		3.7%	96.3%		6.0	44.7	17.5	103.3%	96.3%
山元町	1	230		0	222		0.0%	100.0%		5.0	44.4	17.8	96.3%	100.0%
黒川	30	2,622		36	2,585		1.4%	98.6%		50.4	52.0	20.7	98.7%	98.6%
富谷市	20	985		14	1,116		1.2%	98.8%		20.8	54.3	21.6	112.9%	98.8%
大和町	10	970		22	891		2.4%	97.6%		18.4	49.6	19.6	92.5%	97.6%
大郷町	0	138		0	111		0.0%	100.0%		2.3	48.3	19.3	80.4%	100.0%
大衡村	0	529		0	467		0.0%	100.0%		8.9	52.5	21.0	88.3%	100.0%

保健所・市町 村名	必要献血者数 (人)			献血者数 (人)			献血種別構成比 (%)			移動採 血稼働 数(台)	移動採血 1稼働当 採血		達成率 (%)		全血献血に おける 400mL
	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分	200mL	400mL	成分		採血	採血	200mL	成分	
大崎	103	3,798		114	3,311		3.3%	96.7%		72.4	47.3	18.6	87.5%		96.7%
大崎市	90	2,559		106	2,171		4.7%	95.3%		45.3	50.3	19.6	85.4%		95.3%
色麻町	10	176		5	155		3.1%	96.9%		4.0	40.0	15.8	87.0%		96.9%
加美町	3	680		1	536		0.2%	99.8%		12.4	43.3	17.3	78.7%		99.8%
涌谷町	0	147		1	152		0.7%	99.3%		4.0	38.3	15.3	103.7%		99.3%
美里町	0	236		1	297		0.3%	99.7%		6.7	44.5	17.8	126.1%		99.7%
栗原	10	1,352		20	1,413		1.4%	98.6%		30.4	47.1	18.7	104.9%		98.6%
栗原市	10	1,352		20	1,413		1.4%	98.6%		30.4	47.1	18.7	104.9%		98.6%
登米	20	2,021		29	1,819		1.6%	98.4%		35.6	51.9	20.6	90.3%		98.4%
登米市	20	2,021		29	1,819		1.6%	98.4%		35.6	51.9	20.6	90.3%		98.4%
石巻	109	4,998		75	4,952		1.5%	98.5%		100.0	50.3	20.0	98.8%		98.5%
石巻市	105	3,440		64	3,757		1.7%	98.3%		77.3	49.4	19.6	108.5%		98.3%
東松島市	2	950		8	695		1.1%	98.9%		14.7	47.8	19.0	73.5%		98.9%
女川町	2	608		3	500		0.6%	99.4%		8.0	62.9	25.1	82.3%		99.4%
気仙沼	106	1,499		176	1,429		11.0%	89.0%		31.0	51.8	19.6	97.7%		89.0%
気仙沼市	100	1,338		170	1,271		11.8%	88.2%		27.0	53.4	20.1	97.7%		88.2%
南三陸町	6	161		6	158		3.7%	96.3%		4.0	41.0	16.1	98.2%		96.3%

※ 達成率のうち「200mL・400mL」欄は、200mL 献血を 1 人、400mL 献血を 2 人に換算して合算している。

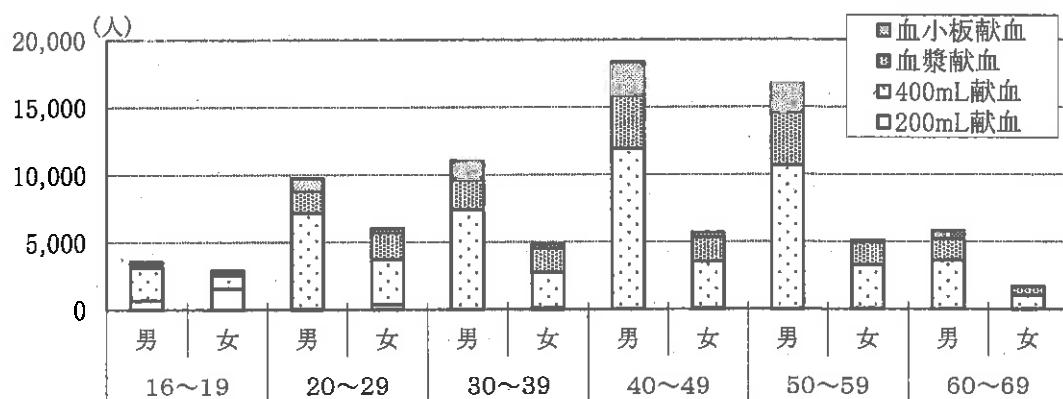
#### (4) 年度別献血者数の推移

令和元年度の200mL献血者は2,875人で、前年度に比較して110人増加、400mL献血者は58,041人で821人増加、血漿献血は21,580人で1,328人増加、血小板献血は8,860人で1,462人増加している。

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
必要献血者数		86,600	87,800	86,861	85,038	89,753
献血者総数		87,306	85,801	86,680	87,635	91,356
達成率(%)		100.8	97.7	99.8	103.1	101.8
献血種別献血者数	200mL献血	必要献血者数	1,800	1,700	2,486	2,404
	実績	1,683	1,857	2,764	2,765	2,875
	達成率(%)	93.5	109.2	111.2	115.0	135.2
	400mL献血	必要献血者数	50,800	57,300	56,481	56,904
	実績	53,042	53,406	55,557	57,220	58,041
	達成率(%)	104.4	93.2	98.4	100.6	100.1
	血漿献血	必要献血者数	18,300	17,700	17,265	18,942
	実績	16,607	19,657	19,433	20,252	21,580
	達成率(%)	90.7	111.1	112.6	106.9	106.8
血小板献血	必要献血者数	15,700	11,100	10,629	6,788	9,431
	実績	15,974	10,881	8,926	7,398	8,860
	達成率(%)	101.7	98.0	84.0	109.0	93.9

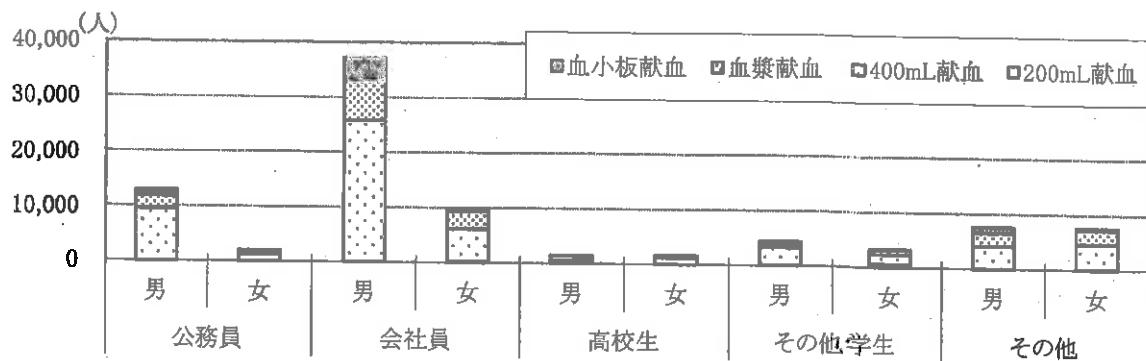
#### (5) 年齢別・男女別献血者数(令和元年度)



(単位:人)

献血種別	16~19		20~29		30~39		40~49		50~59		60~69		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
200mL献血	683	1,550	54	391	6	83	3	49	0	47	0	9	746	2,129
400mL献血	2,481	1,005	7,132	3,351	7,421	2,689	11,926	3,484	10,655	3,227	3,629	1,041	43,244	14,797
血漿献血	261	281	1,596	1,945	2,173	1,748	3,921	1,826	3,918	1,691	1,619	601	13,488	8,092
血小板献血	139	59	978	341	1,405	330	2,477	301	2,132	135	563	0	7,694	1,166
合計	3,564	2,895	9,760	6,028	11,005	4,850	18,327	5,660	16,705	5,100	5,811	1,651	65,172	26,184
	6,459		15,788		15,855		23,987		21,805		7,462		91,356	
構成比	7.1%		17.3%		17.4%		26.3%		23.9%		8.2%		100.0%	

(6) 職業別・男女別献血者数（令和元年度）



(単位:人)

献血種別	公務員		会社員		高校生		その他学生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
200mL献血	1	20	16	228	629	1,204	95	527	5	150	746	2,129
400mL献血	9,514	1,421	25,599	6,637	832	219	3,247	1,699	4,052	4,821	43,244	14,797
血漿献血	2,432	632	7,693	3,718	59	54	767	816	2,537	2,872	13,488	8,092
血小板献血	1,212	68	4,697	588	22	6	523	150	1,240	354	7,694	1,166
合計	13,159	2,141	38,005	11,171	1,542	1,483	4,632	3,192	7,834	8,197	65,172	26,184
構成比	16.7%		53.8%		3.3%		8.6%		17.5%		100%	

(7) 不採血者状況と内訳（令和元年度）

《献血種別内訳》

(単位:人)

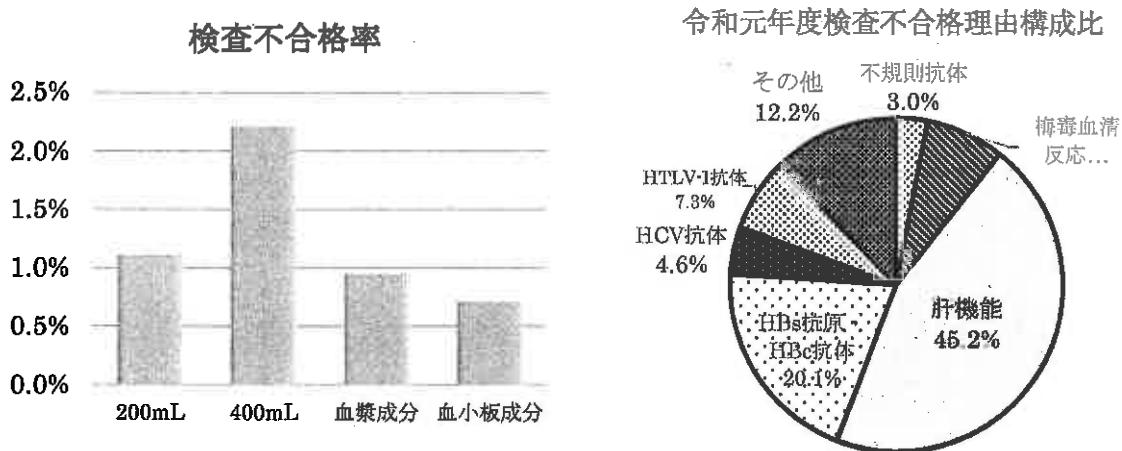
献血種別	献血受付者数			不採血者数			不採血率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
200mL献血	874	2,883	3,757	128	754	882	14.6%	26.2%	23.5%
400mL献血	46,089	18,777	64,866	2,845	3,980	6,825	6.2%	21.2%	10.5%
血漿献血	13,563	8,226	21,786	75	134	209	0.6%	1.6%	1.0%
血小板献血	8,365	2,928	11,293	671	1,762	2,433	8.0%	60.2%	21.5%
合計	68,891	32,814	101,705	3,719	6,630	10,349	5.4%	20.2%	10.2%

《不採血理由内訳》

(単位:人)

	男		女		合計		
	人数	不採血率	人数	不採血率	人数	不採血率	
受付者	68,891		32,814		101,705		
献血者	65,172		26,184		91,356		
不採血者	血色素量不足	831	1.21%	3,442	10.49%	4,273	4.20%
	その他	2,888	4.19%	3,188	9.72%	6,076	5.97%
	計	3,719	5.40%	6,630	20.20%	10,349	10.18%

(8) 献血者の検査不合格状況（東北6県実績・令和元年度）



※ HTLV-I : ヒトT細胞白血病ウイルス-1型の略称、HBs 抗原:ヒトB型肝炎ウイルスの表面タンパク(Sタンパク質)に由来する抗原、HBc 抗原: B型肝炎ウイルスを構成するタンパクの一つ、HCV:C型肝炎ウイルス

《不合格状況》

(単位：人、%)

献血種別	検査数	不合格数	不合格率
200mL 献血	10,746	119	1.1%
400mL 献血	224,029	4,944	2.2%
血漿献血	65,442	619	0.9%
血小板献血	37,714	268	0.7%
合計	337,931	5,950	1.8%

《検査不合格理由内訳》

(単位：件、%)

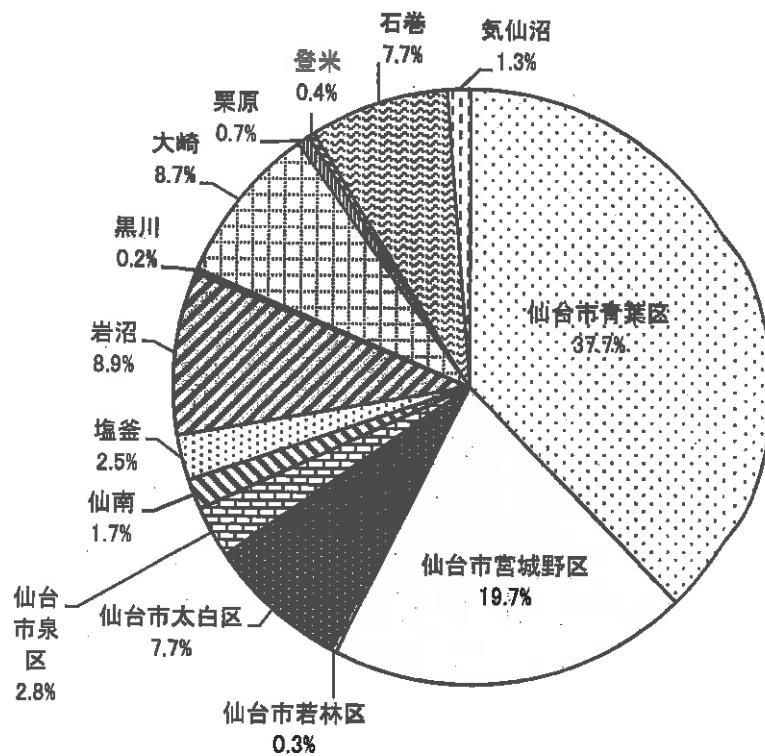
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率	不合格数	不合格率
不規則抗体	289	0.08	255	0.08	222	0.07	199	0.06	183	0.05
梅毒血清反応	133	0.04	142	0.04	156	0.05	148	0.05	462	0.14
肝機能	10,077	2.93	2,363	0.7	2,602	0.8	2,751	0.85	2,743	0.81
HBs 抗原・HBc 抗体	1,631	0.47	1,284	0.38	1,088	0.34	883	0.27	1,220	0.36
HCV 抗体	81	0.02	68	0.02	73	0.02	65	0.02	279	0.08
HTLV-I 抗体	169	0.05	164	0.05	340	0.1	221	0.07	440	0.13
その他	768	0.22	698	0.21	453	0.14	621	0.19	738	0.22
合計	13,148	3.81	4,974	1.48	4,934	1.52	4,888	1.51	6,065	1.79

※一検体で複数の不合格理由が発生した数を含む合計であるため、上記(1)の不合格数より多くなる場合がある。

※その他は破損を含む。

### 3 供給状況

#### (1) 保健所管内別血液製剤供給状況（令和元年度）

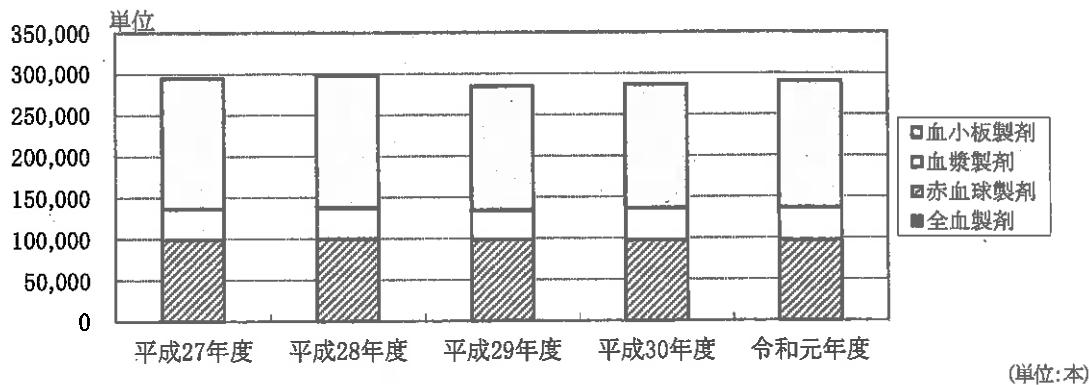


(単位：本)

保健所名	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計	供給比率
青葉	0	31,635	21,413	56,280	109,328	37.7%
宮城野	0	15,104	5,813	36,200	57,117	19.7%
若林	0	477	6	270	753	0.3%
太白	0	7,684	2,048	12,496	22,228	7.7%
泉	0	4,648	1,257	2,235	8,140	2.8%
仙台市	0	59,548	30,537	107,481	197,566	68.2%
仙南	0	3,487	483	815	4,785	1.7%
塩釜	0	4,035	559	2,540	7,134	2.5%
岩沼	0	6,050	820	18,855	25,725	8.9%
黒川	0	549	24	80	653	0.2%
大崎	0	8,152	2,984	14,135	25,271	8.7%
栗原	0	1,562	188	170	1,920	0.7%
登米	0	888	72	55	1,015	0.4%
石巻	0	10,856	3,036	8,345	22,237	7.7%
気仙沼	0	2,373	220	1,060	3,653	1.3%
合計	0	97,500	38,923	153,536	289,959	100.0%

※200mLを1本として換算。

(2) 年度別輸血用血液供給状況の推移



(単位:本)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全血製剤	0	0	0	0	0
赤血球製剤	98,947	99,973	97,993	97,496	97,500
血漿製剤	37,287	37,551	35,668	38,832	38,923
血小板製剤	158,411	160,264	150,897	149,788	153,536
合 計	294,645	297,788	284,558	286,116	289,959

※200mLを1本として換算。

(3) 年度別原料血漿確保量の推移（東北6県実績）

(単位: L)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確保目標量	65,316	68,228	65,316	71,451	77,911
確保量	67,015	67,119	65,946	70,354	81,516
達成率(%)	102.6	98.4	101.0	98.5	104.6

#### 4 献血行事開催状況（令和元年度）

	県	市町村	宮城県血液センター他
4月	・楽天生命パーク宮城大型ビジョンによる広報(4月3日～9月24日)	・石巻専修大学献血会(1日) ・松島町献血推進協議会定例会議(23日)	
5月	・民放ラジオによる広報 ・宮城県新任献血担当者会議(24日)(共催:宮城県赤十字血液センター)	・丸森いち(11日～12日) ・多賀城市献血推進協議会総会(17日) ・仙台市献血推進連絡会議(31日)	
6月		・仙台市泉区内大学生を対象とした広報 ・美里町活き活き田園フェスティバル(9日)	
7月	「愛の血液助け合い運動」月間(7月1日～7月31日)		
	・令和元年度第1回宮城県合同輸血療法委員会(13日,共催:宮城県合同輸血療法委員会) ・第45回宮城臨床輸血研究会(13日)[共催:宮城臨床輸血研究会] ・「県政ラジオ」「新聞」「県薬ニュース」による広報	・小学生向け献血啓発リーフレットの送付(仙台市) ・塩竈市献血推進協議会総会(9日) ・献血ルームにおけるスイーツの配布(28日) ・七ヶ浜町献血推進協議会(30日)	・献血サマーキャンペーン(14日,21日)(主催:宮城県青年赤十字奉仕団) ・けんけつkids サマースクール2019(28日)(主催:宮城県赤十字血液センター)
8月		・川開き献血(1日) ・仙台市役所ギャラリーホールでの展示5日～16日) ・名取市献血推進協議会総会(30日)	
9月		・仙台城南高等学校文化祭(6日～7日) ・気仙沼市救急フェア2019(8日) ・一迫商業高等学校職業体験事業(12日) ・富谷市健康推進委員定例研修会(24日)	
10月	・看護師のための輸血研修会(19日)(共催:宮城県合同輸血療法委員会)	・丸森町健康づくり推進協議会委員委嘱状交付式及び第1回協議会(4日) ・石巻市民食育健康フェスティバル(6日) ・登米市産業フェスティバル(6日) ・松島高校における広報活動(7日) ・東北工業大学学園祭(12日～13日) ・蔵王町産業まつり(19日)	・乃木坂46握手会(22日)(主催:日本赤十字社) ・荒井DAZE善正氏による献血セミナー(5日,18日)(主催:宮城県赤十字血液センター)
11月		・2020ふるさと名取秋まつり(3日) ・若林区民ふるさとまつり(4日) ・女川町優良献血協力者表彰式(29日)	・全国学生クリスマス献血キャンペーン2019(1日)(主催:宮城県赤十字血液センター)
12月		・はつとフェスティバル(1日) ・宮城県水産高等学校献血会(5日)	・全国学生クリスマス献血キャンペーン2019(8日,15日,22日)(主催:宮城県青年赤十字奉仕団)
1月	はたちの献血キャンペーン(1月1日～2月28日)	・成人式における啓発活動 (1月)石巻市,大郷町 (12日)加美町,角田市,岩沼市,氣仙沼市,山元町,七ヶ浜町,松島町,村田町,大衡村,大和町,東松島市,南三陸町,白石市,名取市,涌谷町,利府町,亘理町,大崎市,塩竈市,女川町 (13日)仙台市,登米市,女川町	・ゆうなちゃんとつながろう(18日)(主催:日本赤十字社)
2月	・血液製剤使用適正化説明会(12日)(共催:宮城県合同輸血療法委員会)		
3月	・第2回宮城県合同輸血療法委員会(文書審議)(共催:宮城県合同輸血療法委員会)	・丸森町健康づくり推進協議会(26日)	

## 5 広報

### (1) 広報資料の作成配布

種類	タイトル	部数	主な配布先等
冊子	「宮城県の献血」	340	市町村、保健所等
リーフレット	「はじめよう！つづけよう！献血」	83,500	県内全高等学校、市町村、保健所等
カットパン	「はじめよう！つづけよう！献血」	20,000	市町村、保健所、血液センター等

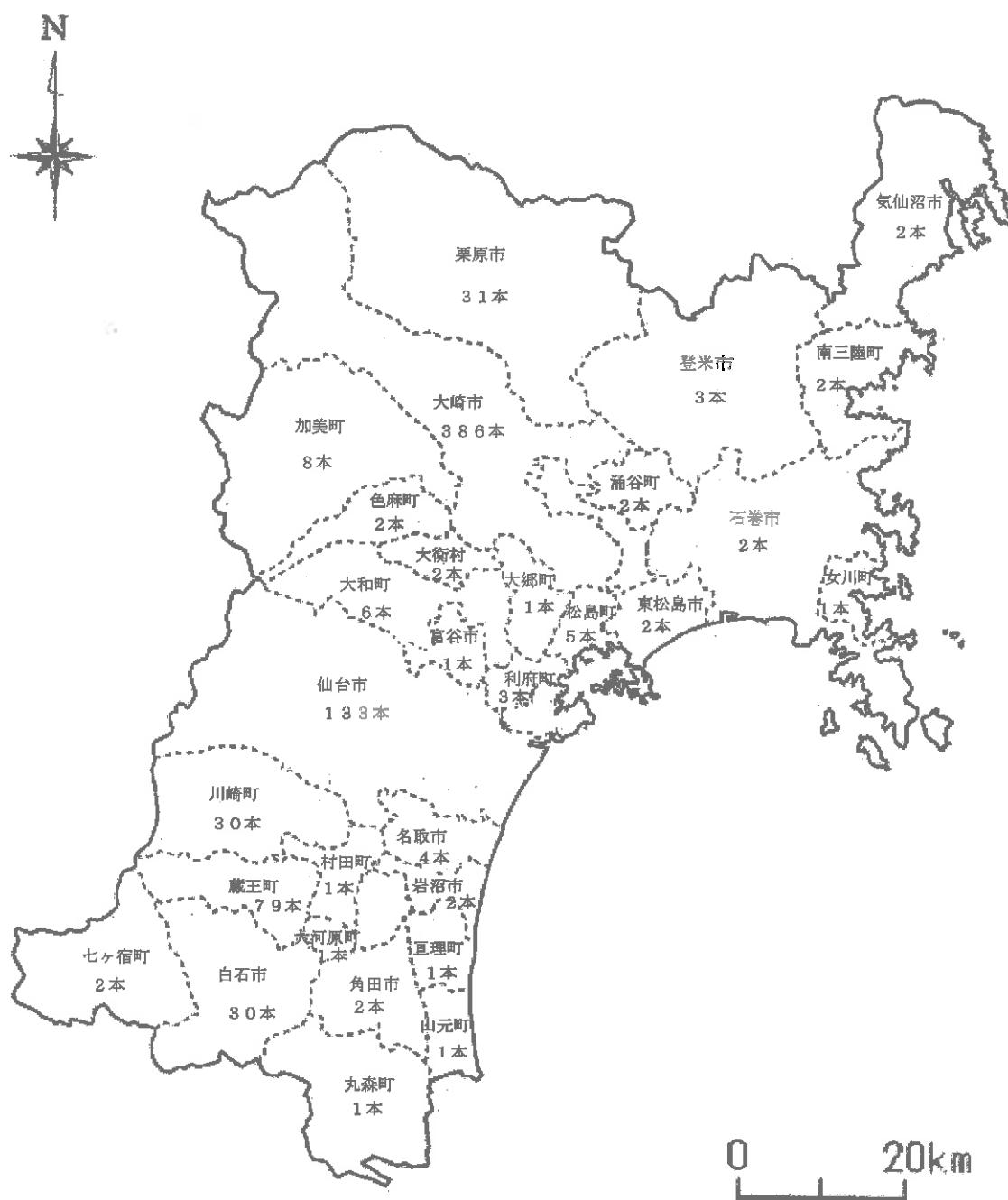
### (2) 広報事業実施状況

内 容	広 報 種 別	時 期
献血協力の呼びかけ	楽天生命パーク宮城大型ビジョン 民放テレビ放送 県政ラジオ（TBCラジオ、Date FM） JR仙台駅折りたたみ時刻表	5月～9月 1月～2月 4月～2月 3月
「愛の血液助け合い運動」月間のお知らせ	県からのお知らせ（新聞）、県政ラジオ（Date FM）、宮城県Facebook、県薬ニュース7月号（宮城県薬剤師会）	7月
「はたちの献血」キャンペーンのお知らせ	みやぎ県政だより、県薬ニュース1月号（宮城県薬剤師会）	1月～2月

# VII 温泉



# 1 市町村別源泉数





## 2 概 要

温泉の保護と適正な利用を確保するため、温泉法に基づく温泉掘削等の行政処分について、自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴き、適正な処分を期するとともに、温泉測定調査、温泉水の細菌学的検査並びに有害ガス測定調査を実施し、保健衛生面における指導を行った。

また、温泉資源の保護や適正利用を目的として策定した宮城県温泉資源管理基本計画に基づき、秋保温泉、遠刈田温泉及び鳴子温泉における温泉資源動向定点モニタリング調査を実施するとともに、松島温泉地域のこれまでの分析結果や、毎年県で実施している温泉測定調査結果等について、資料を整理・解析した。

## 3 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の運営及び許可事務等

### (1) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会の開催

温泉法第32条の規定による行政処分に対する意見の聴取について知事の諮問に応じ、3回開催した。

(単位：件)

諮問内容 開催 年月日 及び回次	審議件数				答申内容											
					許可相当				不許可相当				保留			
	掘 削	增 掘	動 力 裝 置	計	掘 削	增 掘	動 力 裝 置	計	掘 削	增 掘	動 力 裝 置	計	掘 削	增 掘	動 力 裝 置	計
R01. 6. 11 第80回	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
R01. 10. 28 第81回	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R01. 2. 10 第82回	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	0	0	11	11	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0

### (2) 許可事務の処理

温泉掘削等の許可申請に基づき、関係資料の収集を行い、現地調査を実施するとともに温泉部会に諮問し、各申請に伴う行政処分の適正を期した。

自然環境保全審議会の答申に基づいて行った温泉掘削、増掘及び動力の装置の行政処分は、次表1に示すとおり許可処分11件となっている。また温泉利用許可については、次表2に示すように受理件数36件（仙台市除く）、許可処分33件（仙台市除く）であり管轄別温泉利用許可件数は次表3のとおりである。温泉採取者からの温泉採取許可申請及び可燃性ガス濃度確認申請は次表4のとおり可燃性天然ガス濃度確認申請2件に対して2件確認している。

表1 温泉掘削・増掘・動力の装置許可事務処理状況

(単位:件)

所轄区分 処分 状況	種別 処分 状況	掘削			増掘			動力装置		
		受理	処分件数		受理	処分件数		受理	処分件数	
			許可	不許可		許可	不許可		許可	不許可
大崎保健所		8	8	0	0	0	0	0	0	0
栗原保健所		1	1	0	0	0	0	0	0	0
薬務課		2	2	0	0	0	0	0	0	0
計		11	11	0	0	0	0	0	0	0

表2 温泉利用許可事務処理状況

(単位:件)

所轄区分 処分状況	種別 処分状況	温泉利用許可申請						備考	
		受理件数			処分件数				
		浴用	飲用	計	浴用	飲用	計		
仙南保健所		19	0	19	19	0	19	0	
塩釜保健所		2	0	2	2	0	2	0	
塩釜保健所黒川支所		5	0	5	5	0	5	0	
大崎保健所		8	0	8	5	0	5	0 3件の処分は、 次年度持ち越し	
気仙沼保健所		2	0	2	2	0	2	0	
仙台市		19	0	19	19	0	19	0	
計		55	0	55	52	0	52	0	

表3 保健所別温泉利用許可件数

(単位:件)

所轄区分 許可区分	浴用		飲用		浴用及び 飲用	計
	浴用	飲用	浴用	飲用		
仙南保健所	431	3	0	0	3	434
塩釜保健所	70	0	0	0	0	70
塩釜保健所岩沼支所	11	0	0	0	0	11
塩釜保健所黒川支所	15	0	0	0	0	15
大崎保健所	451	1	0	0	1	452
栗原保健所	75	0	0	0	0	75
登米保健所	7	0	0	0	0	7
石巻保健所	23	0	0	0	0	23
気仙沼保健所	11	0	0	0	0	11
仙台市	333	0	0	0	0	333
計	1,427	4	0	0	4	1,431

表4 温泉採取許可・可燃性天然ガス濃度確認事務処理状況

(単位:件)

所轄区分 種別 処分状況	受理	採取許可		濃度確認		備考	
		処分件数		受理	処分件数		
		許可	不許可		確認	不確認	
栗原保健所	0	0	0	1	1	0	
薬務課	0	0	0	1	1	0	
計	0	0	0	2	2	0	

#### 4 温泉関係立入検査等

##### (1) 温泉関係立入検査状況

(単位:件)

	現温泉掘削地許可申請に伴う査査う	現温泉増掘地許可申請に伴う査査う	伴温泉動力着地許可申請に伴う査査う	工事中間状況の現地調査	工事確認終了査査う	現温泉利用許可申請に伴う査査う	現温泉採取許可申請に伴う査査う	現温泉可燃性ガス濃度確認申請に伴う査査う	に温泉うしゆ地許可申請に伴う査査う	現温泉廃孔確認申請に伴う査査う	温泉利用施設の実態調査	硫化水素ガス測定調査	温泉水の細菌学的検査	温泉分析及び再分析に伴う調査	※未源泉対策実験調査	※源泉測定調査	※その他通常立入検査等	計	
令和元年度	100	0	0	12	6	6	22	0	0	30	0	1	28	4	84	5	71	45	414
薬務課	7	0	0	4	2	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	33
仙南保健所	0	0	0	0	0	0	17	0	0	12	0	0	0	3	8	2	70	1	113
塩釜保健所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	9	12
塩釜保健所岩沼支所	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	13
塩釜保健所黒川支所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	1	7
大崎保健所	90	0	0	5	3	2	2	0	0	6	0	0	21	1	60	3	0	17	210
栗原保健所	3	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	18
登米保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
石巻保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
気仙沼保健所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(参考):H30年度までは、上記※3項目を、源泉実態調査等としてまとめて計上していた

(単位:件)

	現温泉掘削地許可申請に伴う査査う	現温泉増掘地許可申請に伴う査査う	伴温泉動力着地許可申請に伴う査査う	工事中間状況の現地調査	工事確認終了査査う	現温泉利用許可申請に伴う査査う	現温泉採取許可申請に伴う査査う	現温泉可燃性ガス濃度確認申請に伴う査査う	に温泉うしゆ地許可申請に伴う査査う	現温泉廃孔確認申請に伴う査査う	温泉利用施設の実態調査	硫化水素ガス測定調査	温泉水の細菌学的検査	温泉分析及び再分析に伴う調査	源泉実態調査等	計	
平成27年度	2	0	1	3	4	3	15	2	6	20	4	262	70	4	18	213	627
平成28年度	12	0	3	5	4	2	27	2	0	28	2	13	33	4	34	247	416
平成29年度	24	0	24	6	6	5	15	0	0	31	7	29	36	4	33	67	287
平成30年度	14	0	20	2	1	3	15	0	3	31	15	0	28	4	139	176	451

## (2) 温泉水の細菌学的検査

温泉水の細菌学的検査実施要領に基づき、飲用の許可を受けている利用施設に対して細菌学的検査を実施（4施設）し、不適施設へは改善の指導を行うなど公衆衛生の確保を図った。調査結果は次のとおりである。

(単位：件)

保健所・支所名	飲用の許可を受けている利用施設					
	検査利用 施設数	検査 注湯口数	不適利用 施設数	不適 注湯口数	不適内訳	
					一般細菌数	大腸菌群
仙南保健所	3	3	0	0	0	0
大崎保健所	1	1	0	0	0	0
計	4	4	0	0	0	0

※一般細菌数 100個/mL以下、大腸菌群は検出されないことが基準

## (3) 硫化水素ガス測定調査

温泉利用施設内における温泉水中の有害成分による事故を未然に防止するため、県内の利用施設内における硫化水素ガス発生の有無を測定し、基準を超える1件に対し浴室の換気等について改善等を指導し、公衆衛生の確保を図った。

(単位：件)

保健所・支所名	測定実施 施設数	測定実施 浴槽数	測定箇所 件数	不適施設数	不適浴室数
塩釜保健所黒川支所	2	2	6	0	0
大崎保健所	15	51	143	1	1
栗原保健所	3	10	24	0	0
計	20	63	173	1	1

※浴室床面から上位70cm位置で10ppm以下、浴槽湯面から上位10cm位置で20ppm以下が基準

## (4) 温泉分析の推進

新たに掘削したもの、未分析のもの、2つ以上の源泉を混湯して利用しているものについて温泉分析を指導した。また、温泉分析後10年以上経過している源泉については、改正温泉法に基づき、温泉再分析を指導した。

県内の温泉分析機関：公益財団法人宮城県公害衛生検査センター（宮城第1号）

一般社団法人宮城県公衆衛生協会（宮城第2号）

エヌエス環境株式会社（宮城第3号）

## 5 地域別温泉利用状況調べ(浴用・飲用利用分)

管轄保健所 ・支所名	市町村名	温泉地名	源泉 総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数			
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃≤ <42℃	42℃以上	水蒸気 及びガス
仙台市	青葉	作並	26	7	4	12	3	1	1	15	0
		定義	4	1	0	2	1	0	2	2	0
		愛子周辺	24	1	4	12	7	5	7	8	0
		青葉	6	0	3	0	3	0	4	2	0
	宮城野	宮城野	4	0	2	0	2	0	3	0	0
	若林	若林	2	0	1	0	1	0	2	0	0
	太白	名取川	2	0	0	0	2	2	0	0	0
		茂庭	4	0	3	0	1	4	0	0	0
		太白	7	0	3	3	1	1	2	4	0
		湯元	29	0	19	5	5	3	7	18	0
		鴻の巣	2	1	0	1	0	0	2	0	0
		神ヶ根	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		二口周辺	6	0	2	3	1	2	3	0	0
	泉	泉	14	1	4	5	4	1	8	4	0
	小計		131	11	46	43	31	19	42	53	0
仙南	白石市	小原	11	4	5	0	2	1	2	5	0
		鎌先	7	4	3	0	0	3	4	0	0
		南蔵王	9	0	3	2	4	0	0	3	0
		白石	3	0	1	1	1	0	1	0	0
	角田市	神次郎	2	0	0	0	2	0	0	0	0
	蔵王町	遠刈田	73	1	41	7	24	3	7	26	0
		宮曲竹	4	0	2	1	1	0	0	1	0
		鎌倉	1	1	0	0	0	1	0	0	0
		小村崎	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	七ヶ宿町	追見	2	0	0	1	1	0	0	0	0
	大河原町	堤	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	村田町	谷山	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	川崎町	青根	10	5	3	0	2	0	5	4	0
		峠々	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		かもしか	1	0	0	1	0	0	0	0	0
		今宿	2	0	1	1	0	1	1	0	0
		前川	4	0	1	0	3	1	1	0	0
		釜房湖周辺	12	0	2	3	7	0	0	1	0
		丸森町	大内	1	0	0	0	1	0	0	0
	小計		146	16	65	17	48	11	23	40	0
岩沼	名取市	下増田	1	0	0	0	1	0	1	0	0
		閑上	1	0	0	0	1	1	0	0	0
		館腰	1	0	0	0	1	0	0	1	0
		堀内	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	岩沼市	藤浪	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		亀塚	1	0	0	0	1	0	0	1	0
		亘理町	荒浜	1	0	1	0	0	1	0	0
		山元町	坂元	1	0	0	0	1	0	1	0
	小計		8	0	3	0	5	2	4	2	0
塩釜	松島町	湯ノ原	2	2	0	0	0	2	0	0	0
		松島	3	0	3	0	0	0	0	3	0
	利府町	赤沼	1	0	1	0	0	1	0	0	0
		青山	1	1	0	0	0	1	0	0	0
		菅谷	1	1	0	0	0	1	0	0	0
	小計		8	4	4	0	0	5	0	3	0

令和2年3月31日現在

湧出量(L/分)		宿泊施設数	収容定員	年間延べ宿泊利用人員	温泉利用公衆浴場数	国民保養温泉地年間延べ宿泊利用人員数	主たる泉質名
自噴	動力						
803.6	336.3	7	2,320	187,625	3	0	単純温泉
36.0	0.0	0	0	0	0	0	単純温泉
20.7	97.4	0	0	0	0	0	単純温泉
0.0	206.1	4	1,165	41,760	2	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	239.8	1	386	53,890	2	0	ナトリウム-塩化物泉 低張性弱アルカリ性低温泉
0.0	122.0	0	0	0	2	0	ナトリウム-塩化物泉 低張性中性温泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	24.9	2	282	17,040	1	0	ナトリウム・カルシウム塩化物-硫酸塩泉
0.0	338.1	0	0	0	1	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
0.0	2,465.3	16	6,628	732,143	16	0	ナトリウム・カルシウム塩化物泉
32.4	0.0	1	14	54	0	0	
0.0	46.5	1	25	349	1	0	単純温泉
0.0	15.7	0	0	0	0	0	
67.7	105.3	1	120	14,311	5	0	塩化物泉
960.4	3,997.4	33	10,940	1,047,172	33	0	
49.6	887.3	3	330	11,487	4	0	単純温泉
25.6	286.8	4	583	42,828	3	0	ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
0.0	287.3	0	0	0	0	0	単純温泉
0.0	43.5	1	124	0	1	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
138.9	5,586.9	60	4,835	179,465	23	0	ナトリウム-硫酸塩泉・塩化物泉
0.0	124.6	0	0	0	2	0	ナトリウム-塩化物泉
75.7	0.0	1	25	0	1	0	冷鉱泉
0.0	118.6	0	0	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	アルカリ性単純温泉
0.0	118.0	0	0	0	1	0	アルカリ性単純温泉
0.0	0.0	1	127	1,806	1	0	ナトリウム-塩化物泉
1,020.8	1,230.0	9	843	9,963	4	0	単純温泉
0.0	0.0	1	64	1,785	0	0	ナトリウム・カルシウム-炭酸水素塩・硫酸塩泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	酸性硫酸塩泉
6.8	28.6	1	68	5,830	1	0	単純温泉
22.8	60.0	0	0	0	0	0	単純温泉
0.0	72.3	2	361	0	3	0	単純温泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	アルカリ性単純温泉
1,340.2	8,843.9	83	7,360	253,164	44	0	
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉 低張性アルカリ性低温泉
0.0	203.0	0	0	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	32.5	1	269	26,029	1	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	219.9	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	210.0	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	123.1	1	164	4,398	1	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	単純温泉
0.0	788.5	2	433	30,427	2	0	
32.8	0.0	1	28	0	2	0	泉質名なし
0.0	230.3	7	2,108	278,338	6	0	アルカリ性単純温泉 ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
0.0	65.8	0	0	0	0	0	鉱泉
32.2	0.0	0	0	0	0	0	泉質名なし
12.0	0.0	1	86	1,493	1	0	泉質名なし
77.0	296.1	9	2,222	279,831	9	0	

管轄保健所 ・支所名	市町村名	温泉地名	源泉 総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数			
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃≤ <42℃	42℃以上	水蒸気 及びガス
黒川	大和町	台ヶ森	1	1	0	0	0	1	0	0	0
		南川	1	0	1	0	0	1	0	0	0
		宮床	4	2	0	2	0	3	(測定不能:1件)		
	大郷町	大郷	1	0	0	1	0	1	0	0	0
	富谷市	富谷	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	大衡村	牛野森	1	0	1	0	0	0	0	1	0
		花の杜	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	小計		10	3	4	3	0	6	2	1	0
大崎	大崎市	小野	1	0	0	0	1	0	1	0	0
		古川駅前大通	1	0	1	0	0	0	0	1	0
		三本木	5	0	4	0	1	0	3	2	0
		川渡	32	20	10	2	0	1	19	12	0
		東鳴子	50	39	5	5	1	0	19	31	0
		鳴子	157	40	33	61	23	0	72	71	14
		中山平	82	39	17	23	3	0	19	38	25
		鬼首	55	39	7	8	1	0	39	9	7
	加美町	小塩	3	0	2	0	1	0	3	0	0
		平沢	2	0	2	0	0	0	2	0	0
		鳴瀬川	2	0	1	1	0	0	2	0	0
		薺葉	3	0	2	0	1	0	2	1	0
		大森	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		切込	2	0	2	0	0	0	0	2	0
		涌谷町	2	0	2	0	0	1	1	0	0
		涌谷	2	0	2	0	0	1	1	0	0
	小計		398	177	89	100	32	2	183	167	46
栗原	栗原市	駒の湯	9	3	3	1	2	0	5	4	0
		文字	2	1	1	0	0	1	1	0	0
		温湯	6	0	2	4	0	0	0	2	0
		湯浜	4	2	0	2	0	0	1	3	0
		湯ノ倉	2	0	0	2	0	0	0	0	0
		金成	3	0	2	0	1	0	2	0	0
		長崎	4	0	2	0	2	0	1	2	0
		高森	1	0	1	0	0	0	0	1	0
		小計	31	6	11	9	5	1	10	12	0
登米	登米市	北方	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		原前	1	0	0	0	1	0	1	0	0
		中沼崎	1	0	0	0	1	0	1	0	0
小計			3	0	1	0	2	0	3	0	0
石巻	石巻市	門脇	1	0	1	0	0	1	0	0	0
		小船越	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	東松島市	矢本	2	0	1	1	0	0	2	0	0
	女川町	女川	1	0	1	0	0	0	1	0	0
小計			5	0	4	1	0	2	3	0	0
気仙沼	気仙沼市	早稲谷	1	0	0	1	0	1	0	0	0
		気仙沼	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	南三陸町	南三陸	2	0	2	0	0	2	0	0	0
小計			4	0	3	1	0	4	0	0	0
総計			744	217	230	174	123	52	270	278	46

湧出量(L/分)		宿泊施設数	収容定員	年間延べ宿泊利用人員	温泉利用公衆浴場数	国民保養温泉地年間延べ宿泊利用人員数	主たる泉質名
自噴	動力						
構造的測定不能	0.0	1	59	1,067	0	0	含硫黄-ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	48.0	0	0	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉
構造的測定不能	0.0	1	45	2,684	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	2.0	0	0	0	0	0	含硫黄-ナトリウム-塩化物泉
0.0	75.0	0	0	0	1	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	148.0	0	0	0	1	0	冷鉱泉
0.0	180.0	0	0	0	1	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	453.0	2	104	3,751	3	0	
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	39.2	1	294	60,688	0	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	620.9	1	30	0	2	0	単純温泉
640.3	476.5	10	558	31,400	7	0	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩泉
644.1	207.9	16	1,592	32,900	11	32,900	ナトリウム-炭酸水素塩泉
454.1	1,288.4	24	3,483	385,300	22	385,300	含硫黄-ナトリウム-硫酸塩-塩化物泉
0.0	327.9	12	813	38,400	13	38,400	含硫黄-ナトリウム-炭酸水素塩泉
322.6	135.2	16	754	21,300	6	21,300	単純温泉
0.0	107.7	0	0	0	1	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	1,000.0	0	0	0	1	0	単純温泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	単純温泉
0.0	75.0	2	130	4,712	2	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	35.0	0	0	0	0	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	36.0	1	75	2,938	1	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
0.0	305.5	0	0	0	1	0	ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
2,061.1	4,655.2	83	7,729	577,638	67	477,900	
183.3	140.6	2	186	30,675	2	0	ナトリウム-硫黄塩-塩化物泉
0.0	86.8	2	26	0	1	0	単純温泉、低張性酸性冷鉱泉
28.3	82.7	2	100	25,450	1	0	ナトリウム-塩化物泉
52.2	0.0	1	35	276	1	0	単純硫黄泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	
0.0	89.0	0	0	0	1	0	単純温泉
0.0	75.4	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-硫化物-塩化物泉
0.0	143.0	0	0	0	1	0	ナトリウム-塩化物泉、低張性弱アルカリ性高温泉
263.8	617.5	7	347	56,401	7	0	
0.0	39.0	0	0	0	1	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	50.7	0	0	0	1	0	ナトリウム-塩化物泉
0.0	0.0	0	0	0	0	0	ナトリウム-炭酸水素塩泉
0.0	89.7	0	0	0	2	0	
0.0	83.9	0	0	0	1	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	190.7	0	0	0	1	0	含鉄(II)ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
0.0	120.0	0	0	0	1	0	アルカリ性単純温泉
0.0	54.7	1	296	19,309	2	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
0.0	449.3	1	296	19,309	5	0	
測定不能	0.0	0	0	0	0	0	冷鉱泉
0.0	27.0	2	683	59,241	2	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉 低張性中性冷鉱泉
0.0	20.9	1	1,300	121,956	1	0	ナトリウム-塩化物泉 高張性中性冷鉱泉
0.0	47.9	3	1,983	181,197	3	0	
4,702.5	20,238.6	269	31,312	2,445,243	3,926	477,900	

### 地域別利用状況（多目的利用分）

所轄保健所	市町村名	温泉地名	用途	源泉総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				湧出量(L/分)		主たる泉質名
					自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃≤<42℃	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力	
業務課	仙台市	愛子周辺	洗濯用水	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	240	ナトリウム・カルシウム一塩化物泉
		泉	ビニールハウスマ暖房	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	36	ナトリウム・カルシウム一塩化物泉 低張性弱アルカリ性温泉
計				2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	276	

## 6 温泉保護調査

### ○温泉測定調査

一般社団法人宮城県温泉協会に委託して、10月～11月の渇水期に、県内一円の測定可能な温泉の温度・ゆう出量の調査及び動力の装置の種類等の確認を行い、温泉の経年変化を把握することによって温泉保護の資料とした。

- ・調査対象延源泉数 333件

## 7 温泉資源管理事業

平成18年度に策定した「宮城県温泉資源管理基本計画」に基づき、昨年度は秋保温泉、遠刈田温泉及び鳴子温泉における温泉資源の保護等に向けた検討を行うために、公益財団法人中央温泉研究所に委託し、温泉資源動向定点モニタリング調査を行った。また、松島温泉地域のこれまでの分析結果や、毎年県で実施している温泉測定調査結果等についての資料を整理・解析した。

- ・対象地域 秋保温泉、遠刈田温泉、鳴子温泉

# VII 腸 器 移 植



## 1 概 要

平成9年10月に「臓器の移植に関する法律」が施行され、第3条の国及び地方公共体の責務に基づき、臓器移植に関して関係機関等との連絡調整及び移植医療の県民への普及啓発を図るため、本県においては平成10年度より財団法人宮城県腎臓協会（みやぎ腎バンク）に委託し、県臓器移植コーディネーターを設置している。

そして、平成11年6月には、古川市立病院（現大崎市民病院）にて県内1例目で国内第3例目となる脳死ドナー（臓器提供者）があり、法的脳死判定、臓器摘出、臓器搬送が行われ、県内外で臓器移植が実施された。令和2年3月31日現在、全国で691例の脳死下臓器移植が実施されている。しかし、その一方で法律施行以前から実施されていた心停止後の腎臓提供は、ほぼ横ばいの状況にある。

また、県内の臓器提供施設から臓器提供があり、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから県に協力要請があった場合を想定し、総務部消防課と協議し「臓器移植に係る緊急搬送実施要領」を平成11年9月13日から施行、速やかに対応できる体制を整えている。

普及啓発活動に関しては、移植医療への理解を深める機会として、令和元年度は宮城県庁にて「宮城県臓器移植普及推進キャンペーン」を開催した。さらに、県民を対象としたリーフレットを作成しイベントや市町村にて配布するとともに、普及啓発を推進した。

## 2 臓器提供意思登録者数（全国）

臓器提供の意思について、（公社）日本臓器移植ネットワークのインターネットサイトの登録システムで登録を行った人数は下表のとおりである。

	年度別登録者数（※1）	現登録者数（※2）
平成26年度	7,001	128,943
平成27年度	5,713	133,221
平成28年度	4,698	136,696
平成29年度	5,353	141,076
平成30年度	5,498	145,496
令和元年度	5,597	150,066

※1 年度別登録者数：各年度内に仮登録を行った人数。仮登録から1年以内に本登録の手続きを行わない場合は、仮登録内容が自動的に削除される。

※2 現登録者数：各年度末に登録システムに登録されている人数。

### 3 臨器移植施設（移植関係学会合同委員会が特定した県内の脳死下移植施設）

令和2年3月31日現在

臓 器	移 植 施 設
心 臍 (1施設) *心肺同時移植可能施設	*東北大学病院
肺 (1施設) *心肺同時移植可能施設	*東北大学病院
肝 臍 (1施設)	東北大学病院
腎 臍 (2施設)	東北大学病院・独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）仙台病院
脾 臍 (1施設) (脾腎同時移植可能)	東北大学病院
小 腸 (1施設)	東北大学病院

### 4 脳死下臓器提供施設

全国：404施設（施設名公表施設数）

令和2年3月31日現在

県内該当施設：6施設（その他施設名非公表施設も有）

施設名	①	②	③	④	⑤	施設名公表
東北大学病院	○	○	○	○	○	○
大崎市民病院			○	○		○
石巻赤十字病院				○		○
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター			○	○		○
仙台市立病院			○	○		○
地方独立行政法人宮城県立こども病院			○		○	○

・施設基準：高度医療を行う次のいずれかを満たす施設

- ①大学附属病院
- ②日本救急医学会の指導医指定施設
- ③日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- ④救急救命センターとして認定された施設
- ⑤日本小児総合医療施設協議会の会員施設

### 5 脳死下臓器移植事例

#### （1）全国の脳死下臓器提供事例

平成9年10月から令和2年3月末まで … 691例（令和元年度…98例）

#### （2）県内の脳死下臓器提供事例 … 6例

第3例 平成11年6月14日 古川市立病院（現 大崎市民病院）

ドナー情報	20歳代の男性
脳死判定日	6月13日
提供臓器	心臍、肝臍、腎臍

第100例 平成22年9月30日 東北大学病院

ドナー情報	30歳代の男性
脳死判定日	9月29日
提供臓器	心臓, 肝臓, 脾臓, 腎臓

第255例 平成26年1月23日 東北大学病院

ドナー情報	20歳代の女性
脳死判定日	1月22日
提供臓器	肺, 肝臓, 脾臓, 腎臓

第265例 平成26年3月16日 東北大学病院

ドナー情報	40歳代の女性
脳死判定日	3月15日
提供臓器	肺

第409例 平成28年10月4日 東北大学病院

ドナー情報	60歳代の男性
脳死判定日	10月2日
提供臓器	心臓, 肝臓, 脾臓, 腎臓

第430例 平成29年1月27日 東北大学病院

ドナー情報	40歳代の女性
脳死判定日	1月26日
提供臓器	心臓, 肺, 肝臓, 脾臓, 腎臓,

(3) 県内の脳死下提供臓器移植件数 … 174例 (令和2年3月31日現在)

<県内の脳死下提供臓器移植件数 (臓器別・年度別) >

平成9年からの累計

年度区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	臓器別件数
心臓	0	0	0	1	0	2	1	1	2	2	2	1	3	2	5	23
肺	1	1	3	8	5	10	8	8	13	8	6	10	9	12	8	117
肝臓	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	6
腎臓	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
脾・腎同時	0	1	0	0	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	4	14
小腸	0	1	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	10
年度別件数	1	4	4	11	6	17	13	12	17	10	10	14	13	14	19	174



## **IX 角膜・造血幹細胞移植**



## 1 角膜移植概要

昭和33年「角膜移植に関する法律」の施行を契機に大きく前進し、昭和38年には初のアイバンクが設立され、現在、全国54ヶ所のアイバンク及び公益財団法人日本アイバンク協会（旧：財団法人日本眼球銀行協会）を中心に献血思想の普及と角膜移植の推進を図り、理解と協力を呼びかけ、角膜移植は大きく進展してきた。

宮城県においては、昭和43年12月に公益財団法人東北大学アイバンクが設立され、角膜移植推進事業の強化拡充のため、平成14年度までアイバンクへの事業費補助を行ってきた。現在は、臓器移植推進等普及啓発事業の一環として、一般県民への普及啓発活動を行っている。

## 2 角膜移植実績

東北大学アイバンクの現状

(令和2年3月31日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計 (昭和43年12月～)
角膜提供登録者数（人）	23	25	45	27	40	9,410
角膜提供者数（人） (眼)	6 12	10 20	10 20	7 14	9 18	514 1011
角膜移植例数（例）	9	18	26	14	16	967

## 3 造血幹細胞移植概要

骨髓・末梢血移植に関しては、平成3年12月に財団法人骨髓移植推進財団（現 公益財団法人日本骨髓バンク）が設立され、宮城県においては骨髓データセンター（宮城県赤十字血液センター）に加えて、平成6年度から7保健所及び2支所において骨髓提供希望者登録推進事業として、月1回、骨髓バンクへの登録受付業務を開始した。平成9年4月からは、実施回数を月2回に増やし骨髓提供希望者が登録しやすい環境を整備した。

また、平成17年3月1日より骨髓提供希望者の登録要件の変更があり、年齢の下限が20歳から18歳へ引き下げられたため、平成10年8月に骨髓バンク設立当初の目標であった全国の骨髓提供希望者（骨髓ドナー）登録者数10万人を達成していたが、平成20年1月に患者の90%に提供者が見つかると試算されている骨髓ドナー登録者数30万人を達成した。しかし、ドナー候補者が見つかっても骨髓移植まで至る割合は6割弱にとどまっており、さらなる骨髓ドナー登録への呼びかけが必要である。

さい帯血移植は、平成6年に第1例が行われ、その後精力的な取り組みが行われているが、未だ歴史が浅く、宮城県においては、平成10年7月31日に初めて東北大学加齢医学研究所で移植が行われた。また、さい帯血移植療法の効果について医療保険上一定の評価がなされ、平成11年4月から移植術について医療保険の適用となっている。平成11年8月11日に「日本さい帯血バンクネットワーク」が設立され、5年を目途として2万個のさい帯血を保存し、希望する患者の90%以上にHLA型の一致したさい帯血を提供するための体制整備が開始された。平成23年1月には全国でのさい帯血バンクを介したさい帯血移植が7千例を超えた。

宮城県においては、平成11年3月、県内へのさい帯血バンク設置に向けた検討を行うために「宮城県さい帯血バンク検討委員会」が設置され、平成11年12月20日に東北大学医学部附属病院（現東北大学病院）を中心に、国立仙台病院（現仙台医療センター）や宮城県赤十字血液センターが協力機関となり、宮城さい帯血バンクが設立された。平成12年3月24日特定非営利活動法人として登記、同年4月3日から宮城さい帯血バンクとしての活動を開始し、平成14年3月25日に全国で10ヶ所目のバンクとして承認された。また、平成14年に初のさい帯血供給・移植が行われた。しかしながら、さい帯血バンク事業の財政基盤の脆弱性が懸念されていた中、恒常的な資金不足のため、平成24年3月をもってバンク業務を終了し、普及啓発及びさい帯血バンク支援を行う新組織「特定非営利活動法人さい帯血バンクサポート宮城」として活動して行くこととなった。

このように、骨髓・末梢血移植とさい帯血移植はそれぞれが移植医療の推進を目指し活動してきたが、平成26年1月1日付けで「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年九月十二日法律第九十号）」及び「法律施行規則」が施行されたことにより、国によって基本方針が策定され、今後はこの方針を基に推進が図られることとなった。

基本的な方向性として、「造血幹細胞に関わる者が法に基づき課せられた責務を果たすこと」、「造血幹細胞移植を希望する患者にとって、病気の種類や病状にあった最適な造血幹細胞移植が行われるとともに、患者の生活の質の改善を図ることを目指すこと」が掲げられている。また、日本赤十字社が本法で規定する唯一の「造血幹細胞提供支援機関」として指定されたことから、献血ルームなどでの更なる登録拡大が期待される。

宮城県においては、市町村が創設するドナー助成制度に対し、補助金を交付する制度を平成30年4月1日より施行し、更なる骨髓バンクドナー登録者及び骨髓提供者の増加が期待される。

#### 4 骨髓移植実績

##### (1) 骨髓バンクの現状

- 登録状況、移植例数

(令和2年3月31日現在)

	全国(海外登録含む)	宮城県
骨髓提供登録者数(人)	529,965	18,403(県内で登録を行った登録者数)
患者登録者数(人)	1,929	26(県内に居住する登録者数)
骨髓採取数累計(数)	24,245	583(県内で実施された採取数)
骨髓移植例数累計(例)	24,234	314(県内で実施された移植数)

##### (2) 宮城県の現状

- 登録状況、移植例数

区分\年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
骨髓提供登録者增加数(人)	519	590	519	752	441
各年度末患者登録者数(人)	35	35	32	34	26
骨髓提供者数(人)	40	51	55	44	48
骨髓移植例数(例)	27	28	23	25	20

##### (3) 宮城県骨髓バンクドナー助成事業補助金交付状況

区分\年度	平成30年	令和元年
交付申請市町村数	6	11
支払実績有市町村数	2	5
支払対象人数(人)	14	23
支払確定額(千円)	960	1,580

・非血縁者間骨髓移植、採取件数

(令和2年3月31日現在)

認定施設名	移植例数(件)	採取件数(件)
東北大学病院	223	413
宮城県立がんセンター	29	74
宮城県立こども病院	16	21
石巻赤十字病院	1	12
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	45	63

・県庁、保健所における骨髓提供希望者登録状況（集団登録及び献血併行型を含む）

(単位:人)

公 所 名	平成29年度登録者数	平成30年度登録者数	令和元年度登録者数
薬務課	9(併:9)	23(併:23)	17(併:17)
仙南保健所	2	1	
塩釜保健所	1	4	
塩釜保健所黒川支所	1		1
塩釜保健所岩沼支所	1		
大崎保健所		2	
栗原保健所			1
登米保健所		4	3
石巻保健所	1	2	
気仙沼保健所	1		
合 計	16(併:9)	36(併:23)	22(併:17)

## 5 さい帯血移植実績

### (1) さい帯血移植の現状

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R01	累計
供給数 全国	1, 331	1, 389	1, 356	1, 380	1, 481	19, 260
移植使用数 全国	1, 311	1, 347	1, 334	1, 355	1, 430	18, 702

### (2) 宮城県内のさい帯血採取施設（2施設）（令和2年3月31日現在）

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
東北公済病院

### (3) 宮城県内さい帯血移植登録施設（4施設）（令和2年3月31日現在）

東北大学病院
宮城県立がんセンター
独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
宮城県立こども病院

# X 參 考 資 料



## 1 附属機関設置条例等

### (1) 宮城県薬事審議会

#### 薬事審議会条例

昭和38年10月18日

宮城県条例第37号

##### (設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、宮城県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。

##### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 薬業者
- 三 消費者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 県の職員

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

##### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

##### (議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第129号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

宮城県薬事審議会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

(令和2年4月1日現在)

所 属	氏 名
東北大学名誉教授	水柿道直
東北大学大学院薬学研究科	平塚真弘
東北医科大学薬学部	村井ユリ子
公益社団法人宮城県医師会	赤石 隆
公益社団法人宮城県看護協会	瀧島美紀
仙台弁護士会	小幡佳緒里
一般社団法人宮城県薬剤師会	山田卓郎
一般社団法人仙台市薬剤師会	上畠日登美
宮城県医薬品卸組合	富永敦子
宮城県国民健康保険団体連合会	山崎敏幸
宮城県消費者団体連絡協議会	熊谷睦子
仙台市健康福祉局	下川寛子

## (2) 宮城県自然環境保全審議会温泉部会

### 自然環境保全審議会条例

昭和47年7月15日

宮城県条例第26号

#### (設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。（組織等）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 市町村長
- 三 国の関係地方行政機関の職員

3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置き、会長は委員の互選によって、副会長は会長の指名によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

#### (部会)

第5条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- 一 自然環境部会
- 二 温泉部会

2 自然環境部会は、知事から諮問のあつた次に掲げる事項（会長が特に審議会に諮る必要があると認めるものを除く。）を調査審議するものとする。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「鳥獣保護管理法」という。）第12条第2項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に関すること。

二 鳥獣保護管理法第14条第2項の規定による第二種特定鳥獣の狩猟の期間の延長に関すること。

三 鳥獣保護管理法第14条第3項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の解除に関すること。

- 四 鳥獣保護管理法第73条第2項の規定による獣区の維持管理に関する事務の委託を受ける者の指定に関すること。
- 五 自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号。以下この項において「保全条例」という。）第13条第4項において準用する同条第1項又は保全条例第24条第2項において準用する同条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止又は変更に関すること。
- 六 保全条例第22条の2第4項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関すること。
- 七 県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号。以下この項において「公園条例」という。）第5条第1項又は第6条第1項の規定による県立自然公園の公園計画の決定、廃止又は変更に関すること。
- 八 公園条例第7条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による県立自然公園の公園事業の決定、廃止又は変更に関すること。
- 九 公園条例第16条の2第4項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更に関すること。
- 十 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「公園法」という。）第9条第2項の規定による国定公園事業の決定（廃止及び変更を含む。）に関すること。
- 十一 公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項、保全条例第18条第1項又は公園条例第10条第3項の規定による許可に関すること。
- 十二 公園法第33条第2項、保全条例第21条第3項若しくは第26条第3項又は公園条例第12条第3項の規定による処分に関すること。
- 十三 公園法第34条第1項、保全条例第22条（保全条例第27条において準用する場合を含む。）又は公園条例第13条第1項の規定による命令に関すること。
- 3 温泉部会は、知事から諮問のあつた温泉法（昭和23年法律第125号）の規定による処分その他温泉に関する事項（会長が特に審議会に諮る必要があると認めるものを除く。）を調査審議するものとする。
- 4 部会に属すべき委員及び専門委員は、10人以内とし、会長が指名する。
- 5 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 6 部会長は、部会の会務を掌理するものとする。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （会議）
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第7条 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 2 第5条第2項又は第3項の規定により部会の所掌に属させられた事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

(中 略)

附 則（平成4年宮城県条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成4年10月1日から施行する。

(新たに任命される委員等の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成4年9月30日までの間に任命される宮城県自然環境保全審議会の委員（自然環境保全審議会条例第2条第2項第1号に掲げる者のうちから任命される委員に限る。）又は専門委員の任期は、改正後の自然環境保全審議会条例第2条第3項又は第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

(宮城県温泉審議会条例の廃止)

3 宮城県温泉審議会条例（昭和25年宮城県条例第39号）は、廃止する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則

( 略 )

宮城県自然環境保全審議会温泉部会  
委員・専門委員名簿

任期 平成30年10月1日～令和2年9月30日

(令和2年4月1日現在)

委嘱職名	所 属	氏 名	専 門
部会長 委 員	公益財団法人中央温泉研究所前所長	益子 保	温泉一般
部会長職務代理 委 員	東北大学名誉教授	永 広 昌 之	地質学
委 員	一般社団法人宮城県温泉協会理事 (蔵王町長)	村 上 英 人	温泉協会理事
委 員	東北大学大学院教授	土 屋 範 芳	地球流体化学
委 員	東北大学大学院教授	富 岡 佳 久	分析化学
専門委員	東北大学大学院准教授	高 山 真	温泉医学
専門委員	仙台弁護士会 弁護士	佐 藤 靖 祥	法律学
専門委員	一般社団法人宮城県温泉協会	沼 倉 浩 章	温泉協会理事
専門委員	一般社団法人宮城県温泉協会	岩 松 廣 行	温泉協会理事

### (3) 宮城県麻薬中毒審査会

#### 麻薬中毒審査会条例

平成25年12月20日  
宮城県条例第88号

##### (設置)

第1条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに宮城県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

##### (組織)

第2条 審査会は、委員五人をもって組織する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の設置及び運営の合理化に関する条例（昭和60年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
〔次のように〕 略

\*令和元年度において、設置した実績はない。

#### (4) 宮城県献血推進協議会

### 宮城県献血推進協議会条例

平成17年3月25日

宮城県条例第68号

#### (設置等)

第1条 知事の諮問に応じ、献血の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

#### (組織等)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、市町村長、医療関係団体の役員又は職員、関係行政機関及び県の職員その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号の一部を次のように改正する。）

[次のように略]

宮城県献血推進協議会名簿  
任期 令和元年9月1日～令和3年8月31日

(五十音順、敬称略、令和2年4月1日現在)

委嘱職名	団体名・職名等	氏名
会長	東北大学大学院医学系研究科 血液免疫病学分野教授	張替 秀郎
副会長	宮城県地域活動連絡協議会長(母親クラブ)	佐々木 とし子
委員	宮城県教育委員会教育長	伊東 昭代
"	赤十字奉仕団宮城県支部委員会委員長	大内 修道
"	宮城県私立中学高等学校連合会 学校法人仙台育英学園理事長	加藤 雄彦
"	株式会社河北新報社総務部長補佐	川面 明美
"	公益社団法人宮城県医師会会长	佐藤 和宏
"	宮城県保健福祉事務所長等会議保健・医療専門部会 大崎保健所長兼栗原保健所長	鹿野 和男
"	仙台市健康福祉局次長兼保健所長	下川 寛子
"	ライオンズクラブ国際協会 332-C 地区名誉顧問	竹下 直義
"	一般社団法人宮城県薬剤師会副会长	富永 敦子
"	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	星 幸一
"	宮城県高等学校長協会 宮城県立石巻支援学校校長	三浦 由美
"	宮城県赤十字血液センター所長	峯岸 正好
"	仙台市社会学級研究会副会长	若生 彩
"	日本赤十字社宮城県支部事務局長	渡辺 達美
"	宮城県青年会議事務局長	渡辺 能久
"	公募委員	宮元 隆司

## (5) 宮城県指定薬物審査会

### 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例

平成27年10月13日

宮城県条例第69号

#### 目次

- 第一章 総則(第1条—第5条)
- 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等(第6条—第12条)
- 第三章 薬物の濫用の防止のための規制(第13条—第19条)
- 第四章 宮城県指定薬物審査会(第20条—第26条)
- 第五章 不動産の譲渡等における措置(第27条・第28条)
- 第六章 雜則(第29条)
- 第七章 罰則(第30条—第34条)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用に関する規制を行うことにより、県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止し、もって県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻
- 二 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- 四 あへん法(昭和29年法律第71号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(酒類及びたばこを除く。)

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策(薬物の依存症及び中毒症状からの患者の回復並びに薬物の依存症の予防(以下「薬物の依存症等の回復等」という。)に関する施策を含む。第8条第1項を除き、以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、薬物(第2条第7号に掲げるものを除く。), 第13条第1項に規定する知事指定薬物及び告示禁止物品(医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定により製造等を禁止された物品をいう。以下同じ。)の使用、所持、販売等に関する情報を知ったときは、その情報を知事に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の危険性を把握し、薬物の濫用を防止するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(医師及び薬剤師の責務)

第5条 医師及び薬剤師は、患者に対する医療の提供を行うに当たり、患者が薬物をみだりに使用したことを知ったときは、使用した薬物の名称その他の当該薬物の特定のために必要な情報を知事に提供するよう努めるものとする。

## 第二章 薬物の濫用の防止に関する施策等

(情報の収集等及び提供)

第6条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、薬物の危険性に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、県民に必要な情報を提供するものとする。

(広報啓発及び教育等の推進)

第7条 県は、県民に対する広報、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進するものとする。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する教育及び学習の機会の提供を推進するものとする。

(体制の整備)

第8条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、薬物の依存症等の回復等に係る体制の整備に努めるものとする。

(国等との連携協力等)

第9条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図り、必要があると認めるときは、国に對し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(調査研究)

第10条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を科学的知見に基づいて実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(監視指導)

第11条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

(関係団体との連携)

第12条 県は、関係行政機関、患者団体その他の関係団体と連携し、薬物の濫用の防止に関する

る施策に係る協議及び当該施策の実施に係る連絡調整を行うための機関又は協議会を組織するものとする。

### 第三章 薬物の濫用の防止のための規制

#### (知事指定薬物の指定)

第13条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県指定薬物審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により、県民の生命又は身体に対して重大な危害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ宮城県指定薬物審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を宮城県指定薬物審査会に報告しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をするときは、その旨及び当該指定に係る知事指定薬物の名称、指定の理由その他規則で定める事項を告示しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

#### (知事指定薬物の指定の失効)

第14条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当し、又は指定されるに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 第七章の規定は、第1項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても適用する。

#### (製造等の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)第2条各号に掲げる用途(以下「医療等の用途」という。)に供する場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物(知事指定薬物を含有する物を含む。以下同じ。)を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること(県の区域外における販売又は授与の目的で広告する場合を含む。)。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

五 告示禁止物品を、医薬品医療機器等法第76条の6の2第2項の規定により同条第1項の規定による禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

六 大臣指定薬物、知事指定薬物及び告示禁止物品を使用することを知って、そのための場所を提供し、又は提供の周旋をすること。

(立入調査等)

- 第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物(以下「知事指定薬物等」という。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、若しくは使用し、告示禁止物品を使用し、又は前条第六号の場所を提供し、若しくは提供の周旋をする者その他の関係者から必要な報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。
- 3 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前2項の場合において、第2項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

- 第17条 知事は、第15条各号の規定に違反した者に対し、警告を発することができる。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条各号の規定に違反したときは、行為者に前項の規定による警告を発するほか、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。
- 3 前2項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

- 第18条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による警告(第15条第1号から第4号までに掲げる行為に係るものに限る。以下この条において「警告」という。)に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用の中止、回収、廃棄その他必要な措置(以下「知事指定薬物の製造中止等」という。)を命ずることができる。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1号から第4号までの規定に違反した者に対し、警告を発することなく、知事指定薬物の製造中止等を命ずることができる。
- 一 薬物の濫用による危害から県民の生命又は身体を守るために緊急を要する場合で、警告を發するいとまがないとき。
- 二 第15条第1号から第4号までの規定に違反した者が、過去に同条第1号から第4号までのいずれかの規定に違反したことにより警告を受けたことがあるとき。

(公安委員会の要請等)

- 第19条 公安委員会は、第2条第7号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。
- 2 公安委員会は、警察職員が第15条第5号及び第6号に掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

## 第四章 宮城県指定薬物審査会

### (設置)

第20条 第13条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議するため、宮城県指定薬物審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (組織等)

第21条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、薬学に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第22条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第23条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (秘密の保持)

第25条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第五章 不動産の譲渡等における措置

### (不動産の譲渡等をする者が講すべき措置)

第27条 何人も、譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする不動産が、薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（医療等の用途に該当する場合を除く。）のための施設又はその敷地（以下「薬物製造施設等」という。）の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約を締結しようとする相手方に対し、当該不動産を薬物製造施設等の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者が講すべき措置)

第28条 何人も、他人が譲渡等をしようとする不動産が薬物製造施設等の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守についての助言その他の措置を講じなければならない。

第六章 雜則

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第30条 第18条の規定による命令（第15条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第1号又は第2号の規定に違反した者
- 二 第18条の規定による命令（第15条第3号又は第4号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反した者

第32条 第15条第3号又は第4号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をした者
- 二 第16条第2項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第16条第3項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項、第15条から第19条まで、第五章及び第七章の規定は、平成27年12月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

※ 宮城県指定薬物審査会委員は、非公開

## (6) 宮城県薬物乱用対策推進本部

### 宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

#### (設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

#### (任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

#### (組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

#### (推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

#### (幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

#### (事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

別表 1

## 宮城県薬物乱用対策推進本部員

職名	
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
//	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
//	仙台保護観察所長
//	仙台出入国在留管理局長
//	仙台地方検察庁刑事部長
//	横浜税関仙台塩釜税関支署長
//	横浜税関仙台空港税関支署長
//	東北厚生局麻薬取締部長
//	宮城労働局雇用環境・均等室長
//	宮城海上保安部長
//	宮城県総務部私学・法人課長
//	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
//	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
//	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
//	宮城県保健福祉部社会福祉課長
//	宮城県保健福祉部精神保健福祉推進室長
//	宮城県保健福祉部薬務課長
//	宮城県精神保健福祉センター所長
//	宮城県立精神医療センター院長
//	宮城県教育庁義務教育課長
//	宮城県教育庁高校教育課長
//	宮城県教育庁スポーツ健康課長
//	宮城県教育庁生涯学習課長
//	宮城県警察本部生活安全部長
//	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長
//	宮城県警察本部生活安全部少年課長
//	宮城県警察本部刑事部長
//	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
//	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
//	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
//	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

## 宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

職名	
幹事	宮城県保健福祉部薬務課課長補佐
//	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物検査指導官
//	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長

## 2 薬事関係団体（順不同、敬称略）

令和2年4月1日現在

名 称	代 表 者 名	事 務 所 所 在 地	電話番号 (FAX番号)
※ 公益財団法人仙台微生物研究所	海老名 卓三郎	〒989-3204 仙台市青葉区南吉成六丁目6-6	303-3044 (303-3064)
※ 一般社団法人宮城県薬剤師会	山 田 卓 郎	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1180 (391-6640)
※ 一般社団法人宮城県温泉協会	篠 木 幸 博	〒989-0913 藏王町遠刈田温泉本町3 (旅館三治郎内)	0224-34- 2216
※ 公益財団法人宮城県腎臓協会	吉 永 馨	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1 (宮城県多賀城分庁舎)	361-3696 (361-3697)
※ 公益財団法人東北大学アイバンク	中 澤 徹	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1 (東北大学医学部眼科学教室内)	728-3677 (717-7298)
※ 一般社団法人仙台市薬剤師会	北 村 哲 治	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1150 (391-7088)
※ 一般社団法人宮城県病院薬剤師会	石 澤 文 章	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1 (東北大学病院内)	722-1311 (722-1178)
宮城県赤十字血液センター	峯 岸 正 好	〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目6-1	290-2501
日本赤十字社東北ブロック血液センター	中 川 國 利	〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目6-1	354-7070
宮城県毒劇物協会	照 井 潤	〒989-3212 仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1 (サンケミファ株式会社内)	394-3031
一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会	佐 藤 正 敏	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字石止83-2	343-8404
宮城県医薬品配置協議会	篠 田 勉	〒989-6135 大崎市古川稻葉字土手内67-2 (石井 雅士郎方)	0229-23- 3899
日本チェーンドラッグストア協会 宮城県支部	米 城 清 司	〒989-6221 大崎市古川大宮一丁目4-27	0229-22- 0131
宮城県医薬品卸組合	鈴 木 三 尚	〒980-8581 仙台市青葉区大手町1-1 (株式会社バイタルネット内)	216-3877
宮城県薬事工業協会	青 木 剛	〒981-3408 大和町松坂平7-5 (トーアエイヨー㈱仙台工場内) 〒981-3629 (事務局) フクダ電子ファインテック仙台㈱内	345-6361 346-5622
宮城県麻薬防犯協会	佐 藤 和 宏	〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内)	221-1591 (266- 344-7041)
宮城県麻薬協会	一 條 宏	〒981-3623 黒川郡大和町小野明通40-7 (株式会社バイタルネット宮城物流センター内)	(344- 7610)
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部	日 向 野 正 行	〒980-0014 仙台市青葉区本町一丁目13-24	221-5077
東北新潟歯科用品商共同組合宮城県支部	松 本 渡	〒984-0047 仙台市若林区木ノ下二丁目1-20	293-3588
宮城県医療機器販売業協会	柴 田 清 孝	〒981-0967 仙台市青葉区山手町8-10	303-5650 (303-5651)
日本薬用植物友の会	我 妻 邦 雄	〒980-0903 仙台市青葉区台原森林公园1-1-1206	718-6338
一般社団法人宮城県薬剤師会 薬事情報センター	山 口 勇	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-26	391-1170
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	門 田 守 人	〒108-0022 東京都港区海岸3-26パーク芝浦12階	03-5446- 8800
特定非営利活動法人 さい帯血バンクサポート宮城	土 屋 滋	〒981-3206 仙台市泉区明通2-6-1 (東北ブロック血液センター内)	342-7425
一般社団法人宮城県骨髓バンク	中 川 國 利	〒984-0051 仙台市若林区新寺1-5-26レインボーホーム 台4階406	299-2450
公益財団法人宮城県公害衛生検査センター	山 田 卓 郎	〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15-24	391-1133
一般財団法人宮城県公衆衛生協会	大 江 浩	〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1	771-4722

※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による宮城県知事認定（認可）法人（薬務課所管）

### 3 薬事関連協定等

令和2年4月1日現在

名 称	締結等日	団体名
災害時における医療救護活動に関する協定	平成10年10月20日	一般社団法人宮城県薬剤師会
災害時における医療救護活動に関する協定	平成29年6月7日	一般社団法人宮城県病院薬剤師会
非常災害医薬品確保に関する協定	平成9年3月18日	宮城県医薬品卸組合
災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定	平成17年4月1日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部
災害時における医療機器等の確保等に関する協定	平成22年6月28日	宮城県医療機器販売業協会
災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定	平成21年3月24日	宮城県毒劇物協会
大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書	平成30年3月9日	宮城県医薬品卸組合



## 令和2年度薬事行政概要

令和2年12月

編集・発行

宮城県保健福祉部薬務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL:022-211-2651 FAX:022-211-2490

E-mail:yakumu@pref.miyagi.lg.jp

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>

